

こども・若者が自分らしく輝き、
心豊かに成長できるまち高梁市

たかはしし

高梁市こども計画



令和7年3月

高梁市

はじめに



高梁市では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境づくりを推進してまいりました。

国では、令和5年4月に子ども・若者の権利の擁護が図られ将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども家庭庁が発足しました。社会全体で子ども・若者の成長、自立を支援する気運が高まっており、子ども・若者に関する計画や施策についても一元的に取り組んでいく方針が打ち出されています。

本市においては、少子高齢化の急速な進展による少子化対策、共働き世帯の増加やつながりの希薄化による子育ての負担感に伴うワーク・ライフ・バランスの推進や子育て支援の充実、こどもの人権を尊重したこどもの貧困対策や児童虐待などへの取り組みが求められています。

このような状況を踏まえ、子ども・若者の施策を総合的・計画的に推進するため、令和7年度から5年間を計画期間とした「第3期 高梁市子ども・子育て支援事業計画」を内包する「高梁市こども計画」を策定しました。

本計画では、「こども・若者が自分らしく輝き、心豊かに成長できるまち高梁市」を基本理念としています。この実現に向けて、こども・若者の権利を尊重するとともに、それぞれのライフステージに沿った支援を切れ目なく取り組み、生まれ育った環境に関わらず全てのこどもたちが、自分らしく活躍できるよう、きめ細かな施策を展開してまいります。これらの課題解決に向けては、市民、地域、事業者、学校園など地域社会全体で取り組むことが重要であることから、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたりまして、様々な視点でご審議いただきました高梁市子ども・子育て会議委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメント等でご意見をいただいた皆様や、関係機関・団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

高梁市長 石田 芳生

目次

第Ⅰ部 序論.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の性格・位置づけ.....	3
(1) 法的根拠.....	3
(2) 関連計画.....	3
3 計画の概要.....	4
(1) 計画の期間.....	4
(2) 計画の対象.....	4
(3) 策定体制.....	4
(4) パブリックコメントの実施.....	5
(5) こどもたちの意見・関係機関の意見等の聴取の実施.....	5
(6) 計画の推進.....	5
4 高梁市のこども・若者や子育てを取り巻く状況.....	6
(1) 人口・世帯等の動向.....	6
(2) 教育・保育施設の状況.....	9
(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	12
(4) 調査結果の概要.....	20
①調査の概要.....	20
②調査結果.....	21
(5) こどもの意見聴取.....	36
5 高梁市のこども・若者を取り巻く現状と課題.....	38
第Ⅱ部 計画の基本的な考え方.....	39
1 基本理念.....	40
2 基本的視点.....	40
3 基本目標.....	41
4 施策体系.....	42
5 家庭・地域・事業者・行政の役割.....	44

第Ⅲ部 計画の展開	45
1 計画の基本施策.....	46
基本目標1 未来を担うこどもたちを切れ目なく支援.....	46
基本目標2 こども・若者の自立と社会参加のための環境づくり.....	54
基本目標3 安心して子育てができる地域社会づくり.....	62
基本目標4 地域の見守りで支えるこどもたちの未来.....	70
2 評価指標・数値目標一覧.....	74
3 教育・保育提供区域の設定.....	76
4 教育・保育提供体制の確保.....	77
(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）.....	77
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進.....	79
(3) 教育・保育の質の向上.....	79
(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	79
(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	79
5 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	80
(1) 地域子ども・子育て支援事業の実績及び量の見込み（総括表）.....	80
(2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策.....	81
資料編	91
1 高梁市子ども・子育て会議条例.....	92
2 高梁市子ども・子育て会議委員名簿.....	94
3 高梁市こども計画検討委員会.....	95
4 子育て支援相談窓口.....	96



第 I 部 序論

1 計画策定の趣旨

わが国では、人口減少、少子高齢化の進行が止まらず、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が続いています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、家族間における子育て基盤の弱体化や地域社会の子育て機能の低下から、子育て家庭の孤立が広がり、育児への負担や不安が増大するなど、子育て家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。さらには、児童虐待、ヤングケアラー、不登校、こどもの貧困、若者の未婚化・晩婚化などの状況が顕在化するなど、こどもや若者を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。

国では、令和5(2023)年4月に全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。同年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」を一つに束ねた「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

本市でも、「次世代育成支援計画後期計画」の内容を引継いだ、子ども・子育て支援新制度の趣旨に基づき、平成27(2015)年3月に「高梁市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保護者、学校園等、地域住民、事業者及び行政のそれぞれの役割の下、「安心して子どもを産み、育てることのできるまちづくり」を推進してきました。

この度、第2期計画が令和6(2024)年度に最終年度を迎えることから、「第3期高梁市子ども・子育て支援事業計画」を内包する「高梁市こども計画」を新たに策定します。

本計画では、国・県の動向やこども・若者を取り巻く課題を踏まえ、こども・若者の権利を尊重した様々な分野の取組を総合的、計画的に推進し、本市のこどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人々が社会的価値を創造でき幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現を目指します。

2 計画の性格・位置づけ

(1) 法的根拠

この計画は、最上位計画である「高梁市総合計画（第2期まち・ひと・しごと総合戦略）」に即し、次代を担う子ども・若者に関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図ります。また、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画[※]」として、以下の各法令に基づく計画と一体のものとして策定します。

法律	計画
子ども・子育て支援法	高梁市子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援高梁市行動計画
子ども・若者育成支援推進法	高梁市子ども・若者計画
こどもの貧困の解消に向けた対策推進法	高梁市こどもの貧困解消対策計画

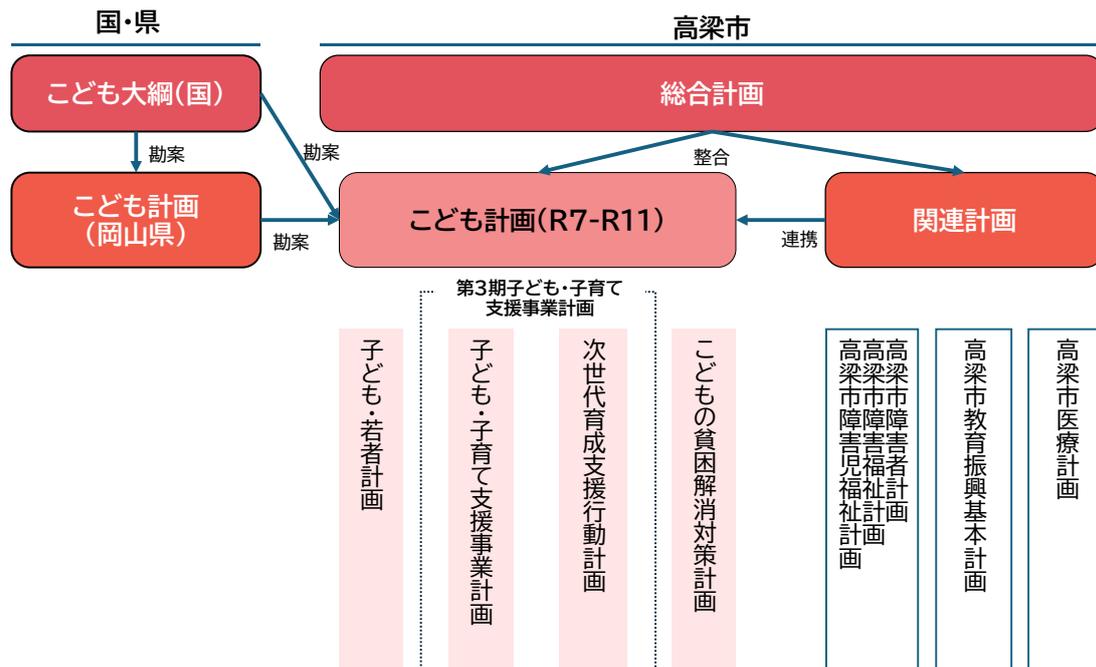
※「市町村こども計画」に含まれる内容：こども大綱は、こども基本法第9条において、こども施策に関する基本的な方針、重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定め、①少子化対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、②子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項の各号に掲げる事項を含むものでなければならないとされていることから、こども大綱を勧案する市町村こども計画にも、これらの内容を盛り込むことが求められる。

(2) 関連計画

この計画にあたっては下記計画を関連計画として、整合性と連携を図ります。

【関連計画】

- 高梁市医療計画
- 高梁市教育振興基本計画
- 高梁市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 高梁市男女共同参画基本計画 等々



*「高梁市こども計画」は、「次世代育成支援行動計画」を含んだ「子ども・子育て支援事業計画」と「子ども・若者計画」、「こどもの貧困解消対策計画」を一体のものとして作成します。

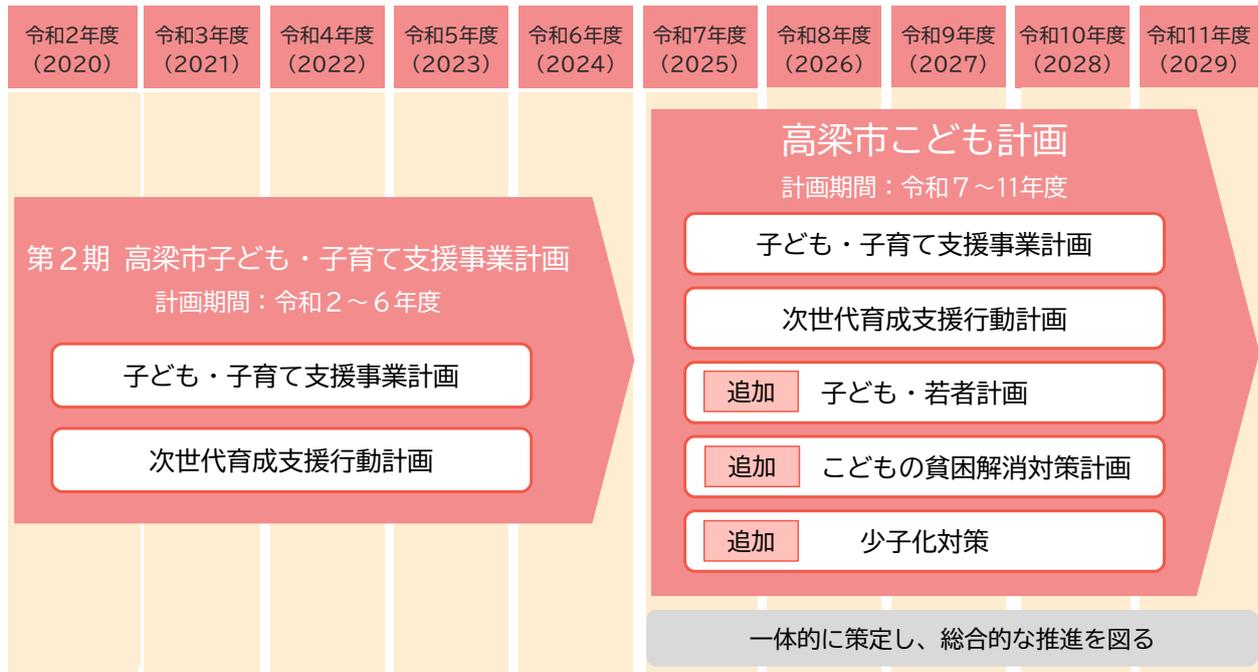
*計画策定にあたっては関連計画との整合性と連携を図ります。

3 計画の概要

(1) 計画の期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

※社会情勢の変化や制度等の改正、当市の現状の変化等により、見直しの必要性が生じた場合は、計画の内容についての見直しを行います。



(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします(18~39歳の若者も含む)。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

※【子ども・若者】：子ども基本法において「子ども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。(子ども大綱本文より)

※ 本計画では、表記上の統一を図るため、子ども基本法に基づき、固有名詞や法令等で定めるものを除き、平仮名の「子ども」に統一しています。

(3) 策定体制

本市の子育て支援を含む子ども・若者施策について幅広い議論を行うため、学識経験者、子どもの保護者、関係団体の代表者、公募委員で構成する「高梁市子ども・子育て会議」を設置して、計画内容を審議しました。

また、「高梁市子ども計画庁内検討委員会」を設置し、関係部署と意見交換や協議・調整を図りました。

(4) パブリックコメントの実施

市民の意見や提案をより広範に聴取し、計画策定における透明性を確保するため、パブリックコメントを実施して、住民参加による計画策定を行いました。

(5) こどもたちの意見・関係機関の意見等の聴取の実施

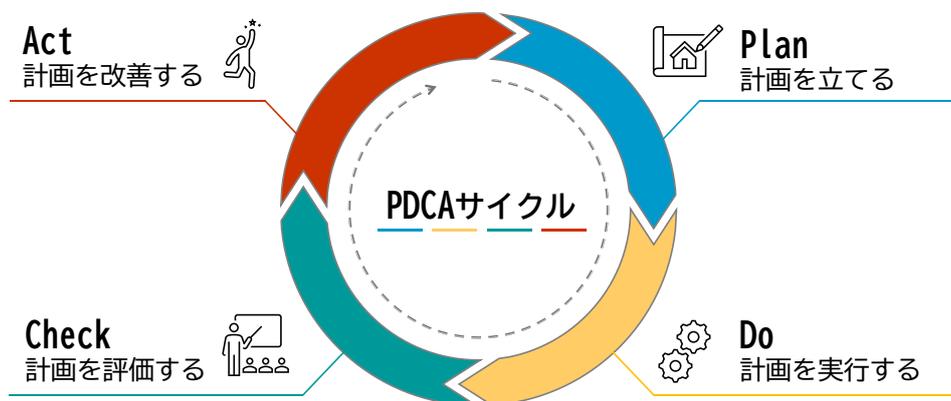
こどもと若者の状況やニーズをよりの確に踏まえた施策を実施するため、市内の高校生やこども・若者の活動を支援する団体から意見を聴取し、計画に反映させました。

(6) 計画の推進

本計画を推進していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、こども・若者の活動を支援する団体や事業者などのこども・若者に関わる関係者の連携が必要です。また、計画を着実に実施してだけでなく、実施後の評価・改善を行い、さらに次の計画に反映していくことも重要です。

本市では、庁内関係課やこども・若者に関わる関係者と連携し、各事業を推進します。あわせて「高梁市子ども・子育て会議」において、各年度における「高梁市こども計画」に基づく施策の実施状況を報告し、点検、評価を受けることとします。また、事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

事業計画においては、本市の現状や事業実績を踏まえ、こども・若者や子育て当事者の視点に立った指標・数値目標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価します。



4 高梁市のこども・若者や子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の動向

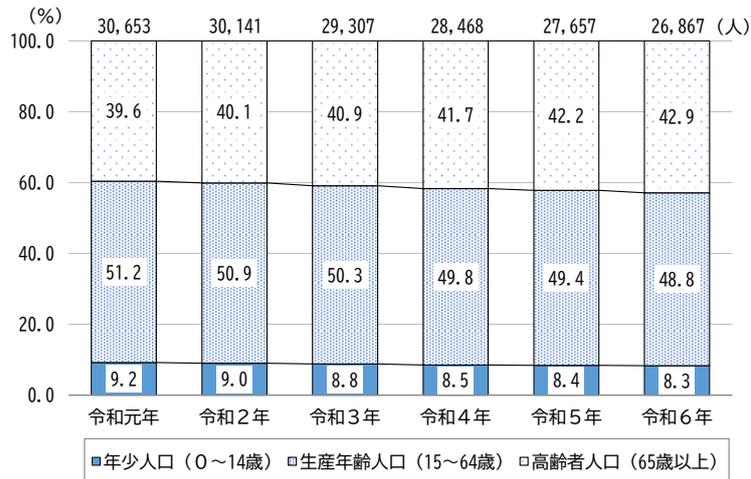
①総人口・年少人口等の推移

全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口も一貫して減少しており、少子高齢化が急速に進展しています。

年少人口率（0～14歳）は、令和元年の9.2%から令和6年は8.3%に減少しているのに対し、高齢者人口比率（65歳以上）は令和元年の39.6%から令和6年は42.9%まで増加しています。

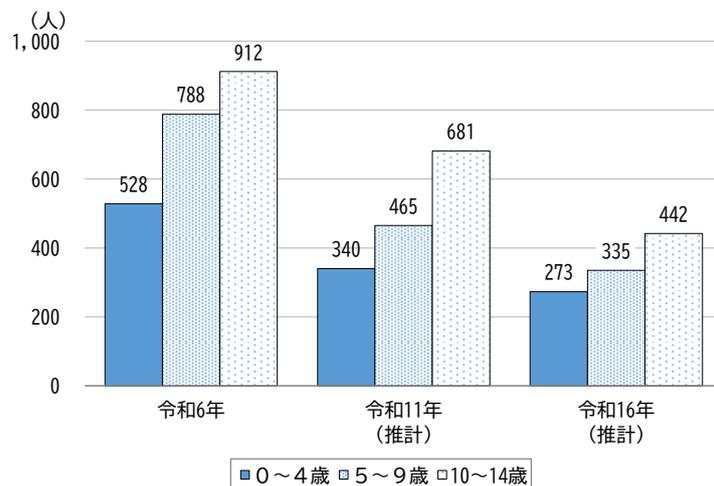
本市で推計した5歳階級ごとの年少人口は、令和16年までの推移でみると、いずれの階級も減少しており、今後も少子化は続くものと予想されます。また、慢性的な待機児童はいないものの、時間外保育や休日保育等保護者の就業形態の多様化など、保育ニーズの質の向上に対応したきめ細やかなサービスへの取組が求められています。

【総人口・年齢区分別人口の推移】



※資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）（外国人を含む。）

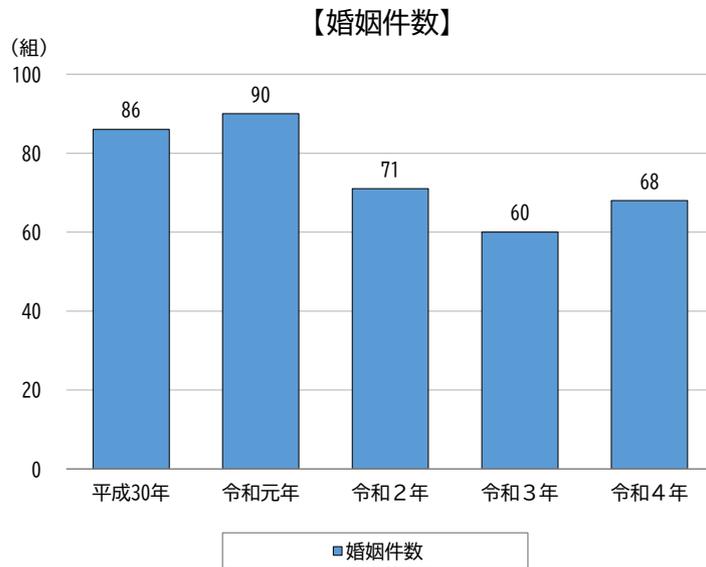
【年少人口の推移】



※資料：令和6年は住民基本台帳（1月1日現在）（外国人を含む。）
 ※令和11年度以降は推計値

②婚姻件数

婚姻件数は、令和元年をピークに減少傾向がみられますが、令和4年は増加しています。

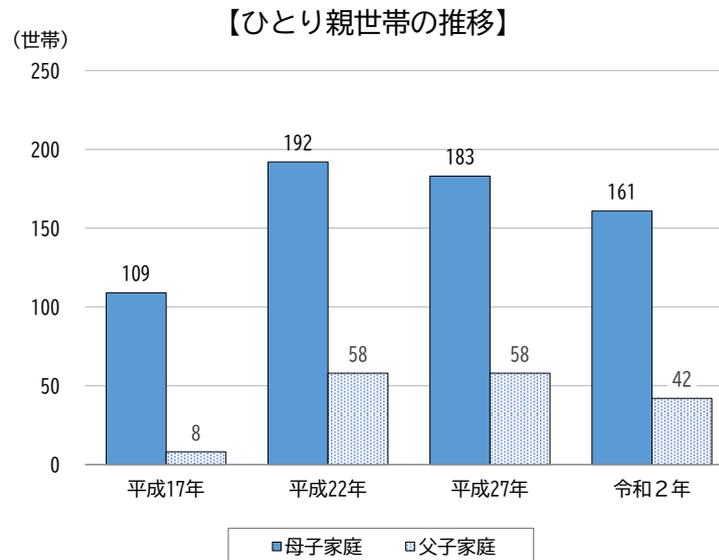


※資料：岡山県統計年報

※岡山県の令和5年婚姻件数（市町村毎）は、令和7年12月頃に確定数値が公表されるため、平成30年から令和4年（5年間）の件数を記載しています。

③ひとり親世帯の推移

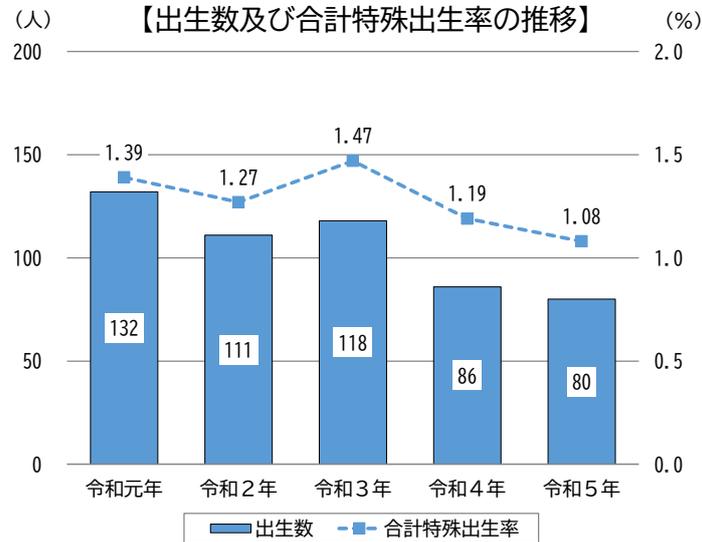
18歳未満の子のいるひとり親世帯は、母子家庭は平成22年まで、父子家庭は平成27年まで増加していましたが、それ以降は減少しています。今後も相談援助や保育サービスの提供とともに、就労を始めとする多様な生活支援の充実が必要です。



※資料：国勢調査（他の世帯員がいる世帯を含む）

④出生の動向

出生数は以前から減少傾向にあり、令和3年に一時的に増加に転じましたが、その後は減少しています。合計特殊出生率も同様に、減少傾向となっています。

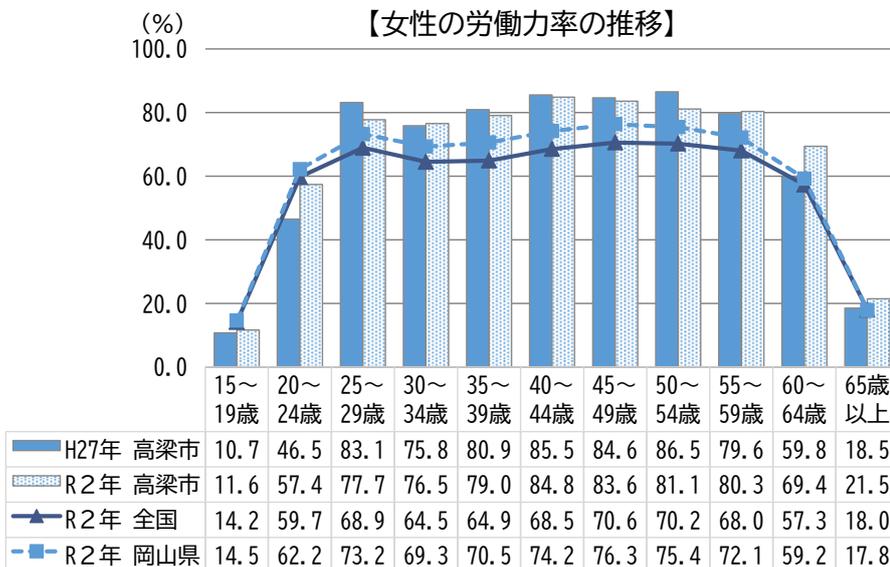


※令和5年は試算値
 ※資料：岡山県統計年報
 ※合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したものの。

⑤女性の就労の状況

女性の年齢別労働力率は、平成27年と令和2年を比較すると20代前半と60代前半の労働力率が大きく増加しています。

また、子育て世代の中心となる20代後半から30代はいずれも全国・岡山県平均を上回っています。今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場のより一層の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。



※資料：総務省統計局「国勢調査」(令和2(2020)年)

(2) 教育・保育施設の状況

①保育園の設置状況

本市には、公立の認可保育園2施設と私立の認可保育園1施設があります。令和6年度は、定員235人に対し、入所児童数は184人で入所率は78.3%となっています。

【高梁市における保育園の設置状況等】

区分	保育園数 (カ所)	定員数 (人)	入所児童数(人)							入所率 (%)
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
令和元年度	4	325	22	58	66	73	69	64	352	108.3
令和2年度	4	325	21	42	59	75	75	68	340	104.6
令和3年度	4	325	29	46	45	65	75	73	333	102.5
令和4年度	4	325	28	51	50	47	66	76	318	97.8
令和5年度	4	325	21	55	62	54	52	68	312	96.0
令和6年度	3	235	4	24	41	39	40	36	184	78.3

各年度5月1日現在

注：区域外保育園への入所児童数は含まれていない

【開所時間】

公立	私立
高梁保育園 7:00~18:00 (延長19:00) 備中保育園 7:30~18:30 (延長19:00)	高梁中央保育園 落合保育園※ 7:00~18:00 (延長19:00) ※落合保育園は令和6年度から幼保連携型認定こども園へ移行

【特別保育サービス】

区分	概要	実施状況
支援保育 (障害児保育)	支援が必要なこどもに対して、保護者と関係機関が連携し発達や特性に配慮しながら行う保育。	市内全園で実施
延長保育	保護者の就労形態の多様化と通勤時間の増加に伴い、通常の開園時間の後に、時間を延長して行う保育。	30分延長保育 (18:30~19:00) 備中保育園 1時間延長保育 (18:00~19:00) 高梁保育園 高梁中央保育園 落合保育園
土曜日保育	土曜日に保護者の勤務等により、保育に欠ける乳幼児に対して行う保育。	市内全園で実施

②幼稚園

本市には、公立幼稚園が3施設あり、私立幼稚園はありません。令和6年度の入園児童数は、46人となっています。

【児童数の状況】

公立

区 分	幼稚園数 (カ所)	定員数 (人)	入所児童数(人)				入 園 率 (%)
			3歳児	4歳児	5歳児	合計	
令和元年度	10	1,060	39	48	47	134	12.6
令和2年度	8	950	35	41	47	123	12.9
令和3年度	8	950	32	34	40	106	11.2
令和4年度	8	950	38	34	36	108	11.4
令和5年度	5	590	12	36	35	83	14.1
令和6年度	3	390	11	10	25	46	11.8

各年度5月1日現在

【幼稚園のサービス】

区 分	概 要	実施状況
一時預かり事業 (幼稚園型)	社会構造の変化や女性の社会進出の増大等により保育ニーズの多様化に対応するため、通常の教育時間外に預かり保育を実施する。	市内幼稚園全園で実施



③認定こども園の設置状況

本市には、幼保連携型認定こども園が設置されており、公立のこども園3施設と私立のこども園1施設があります。令和6年度は、定員435人に対し、入所児童数は286人で入園率は65.7%となっています。

【高梁市におけるこども園の設置状況等】

区分	こども園数 (カ所)	定員数 (人)	入所児童数(人)							入園率 (%)
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
令和元年度	3	340	15	24	50	48	53	52	242	71.2
令和2年度	3	340	14	36	30	57	48	53	238	70.0
令和3年度	3	340	17	26	41	35	56	51	226	66.5
令和4年度	3	340	17	27	25	47	36	52	204	60.0
令和5年度	3	340	9	34	30	33	52	38	196	57.6
令和6年度	4	435	6	40	56	57	50	77	286	65.7

※各年度5月1日現在

【開所時間】

公立	有漢こども園、川上こども園 7:30~18:30(延長19:00) 成羽こども園 7:00~18:00(延長19:00)
私立	おちあいこども園(令和6年4月~) 7:00~18:00(延長19:00)

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

国は、子ども・子育て支援新制度で子ども・子育て家庭を対象とする事業として、16 事業を示していますが、高梁市では現在、以下の 11 事業を実施しています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者支援事業 ② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ③ 妊婦健康診査 ④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ⑤ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑦ 一時預かり事業（幼稚園型） ⑧ 一時預かり事業（一般型） ⑨ 延長保育事業 ⑩ 病児・病後児保育事業 ⑪ 放課後児童健全育成事業（学童保育） |
|---|

①利用者支援事業

事業内容
<p>こども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。</p>
高梁市の取組
<p>ママサポ保健師を配置し、結婚・妊娠・出産・子育てにおける様々な悩みや疑問に対応しています。また、保育コンシェルジュが就学前のこどもがいる家庭を対象に、入園や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けて支援をしています。</p>

【実績】

活動項目	内 容
育児相談	ママサポ保健師活動内容 ・子育て支援センターでの育児相談 週1日 ・妊娠中からの電話相談

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業内容
公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児と保護者が交流できる場を開設して、育児相談や情報の提供、助言等を行うもので、専任の職員4名の体制で、月曜～金曜日の10時～16時まで開所しています。
高梁市の取組
子育て支援センターにおいて、親子が集まって過ごす「ゆう・ゆうひろば」の開設、育児相談、情報提供、季節の行事、吉備国際大学等の講師による講話や育児指導等を実施しています。

【実績】

活動項目	内容
育児相談	センター開設時に随時 相談員による家庭相談日 月2回
育児講座、 支援センター行事	ゆう・ゆうタイム（支援センター行事） 毎週金曜 なりわで“ゆう・ゆう” 月3回程度
支援活動	ファミリー・サポート・センター事業の調整
機関紙の発行	月1回（行事案内、活動情報）

③妊婦健康診査

事業内容
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施します。
高梁市の取組
妊婦の健康保持・増進のため、14回分の一般健康診査受診券を配布し、妊婦一般健康診査に係る費用を助成しています。

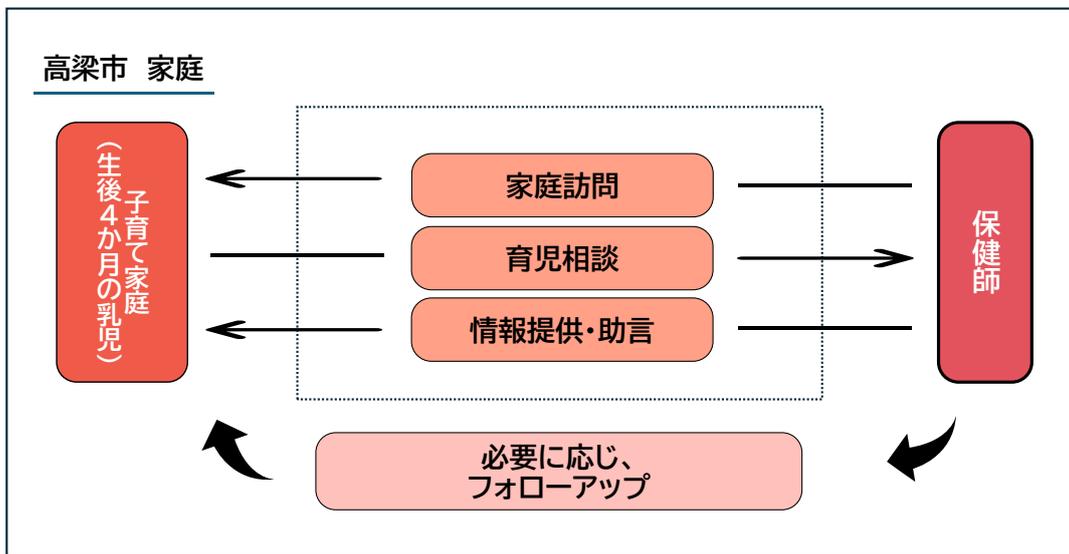
【実績】

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
対象数（妊婦届）（人）	155	106	86	84	83
総利用回数（回）	1,300	1,486	1,202	1,180	1,162
平均利用回数（回）	8.4	14.0	14.0	14.0	14.0

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業内容
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、子育ての様々な相談に応じ、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。
高梁市の取組
赤ちゃんがいる家庭を担当保健師が全て訪問し、①母子の身体、育児状況の確認、②保護者の育児不安や悩みに対応、③母子保健サービス（健康診査・予防接種）の情報提供、④地域の医療機関・専門機関の紹介を行っています。訪問時不在、訪問拒否等の場合も、継続的に連絡を取るようになっています。 また、必要に応じて、育児の孤立化や虐待等養育支援が必要な場合は、継続支援しています。

【スキーム図】



【実績】

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
訪問対象人数（人/年）	113	127	120	102	82
訪問人数（人/年）	113	127	119	102	82
実施率（%）	100	100	99	100	100

⑤ 養育支援訪問事業、その他要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業

事業内容
養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育力を向上させるための育児・家事援助や、保健師等による具体的な養育に関する相談、指導・助言等を行います。
高梁市の取組
<p>【養育支援訪問】 平成 21 年 4 月からこの事業は児童福祉法に位置づけられており、「こんにちは赤ちゃん事業」などと連携し、支援が必要でありながら支援を求めていくことが困難な家庭を保健師等が訪問します。また、母子保健分野だけでは対応できない事例も関係機関と連携して必要な支援を行っています。</p> <p>【要保護児童対策地域協議会】 児童福祉法に基づき、「高梁市子どもを守る地域ネットワーク」を設置し、関係機関が連携して虐待防止や要保護児童等への適切な支援に努めています。また、ケース会議、実務者会議、代表者会議を開催するほか、虐待防止の啓発活動等を行っています。</p>

【養育支援訪問】

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
訪問家庭数(戸/年)	14	37	41	23	16
延べ訪問回数(回)	30	51	61	26	17

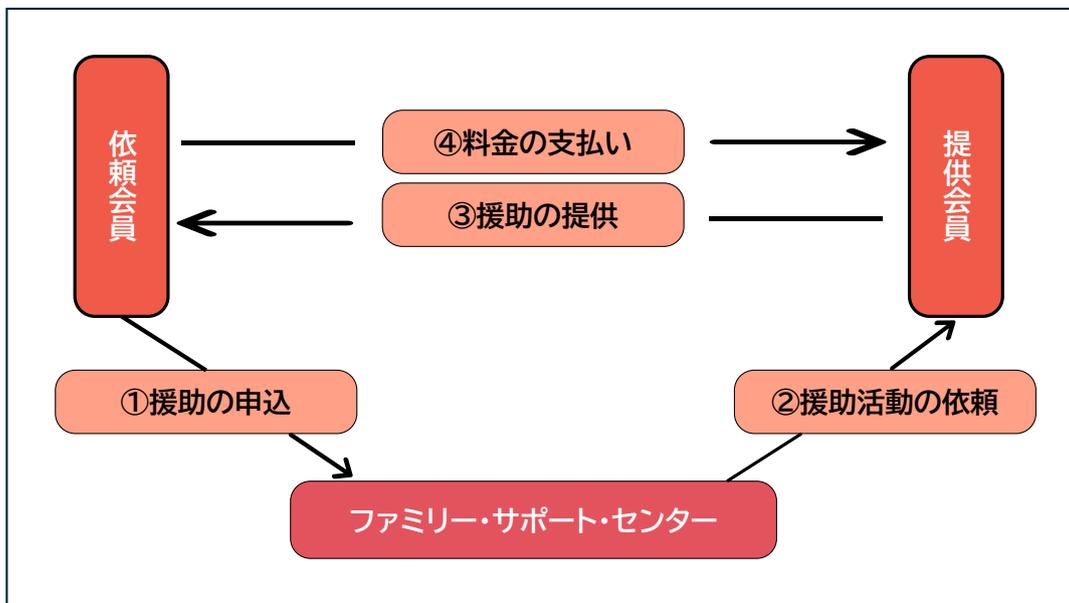
【要保護児童対策地域協議会】

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
登録児童数(人)	97	101	111	107	121
ケース会議(回)	32	27	76	64	46
実務者会議(回)	3	3	3	3	3
代表者会議(回)	1	1	1	1	1

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容
<p>育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、援助したい人（提供会員）が会員登録をして、有償で一時的にこどもを預かるなどの援助活動を行う事業。ファミリー・サポート・センターが両者の連絡、調整を行います。</p> <p>周知・広報の工夫や両方会員（依頼・提供会員を兼ねる方）の推奨、地域子育て拠点事業やボランティア組織等との連携とともに、研修等による提供会員の質の向上（事故等の防止）に努めています。</p>
高梁市の取組
<p>子育ての援助を依頼したい人と援助を提供したい人との間の援助活動のため、アドバイザーや提供会員の確保等のサポート体制を強化するとともに、チラシの配布等で制度周知に努め、会員数の増加を図っています。</p>

【スキーム図】



	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
会員合計（人）	56	52	54	51	51
提供会員（人）	18	21	21	23	27
依頼会員（人）	28	23	25	23	19
両方会員（人）	10	8	8	5	5
活動件数（件/年）	145	197	138	47	30

⑦一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

事業内容
家庭において保育を受けることが一時的に困難になった認定こども園・幼稚園の在園児（1号認定児）を対象として、昼間、こども園や幼稚園で一時的に預かり、保育を行います。
高梁市の取組
幼稚園児等を対象とした預かり保育は、公立幼稚園 10 園（休園・廃園により令和5年度には5園）及び公立こども園3園で実施しています。

単位:人

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
高梁幼稚園	11	11	12	16	16
高梁南幼稚園	13	8	0	3	-
津川幼稚園	4	2	1	3	1
川面幼稚園	5	4	0	2	6
巨瀬幼稚園	3	2	-	-	-
中井幼稚園	1	-	-	-	-
玉川幼稚園	1	-	-	-	-
宇治幼稚園	2	-	-	-	-
落合幼稚園	11	9	15	23	17
福地幼稚園	4	3	2	3	1
有漢こども園	7	2	1	2	1
成羽こども園	0	3	1	1	6
川上こども園	1	0	2	2	2
計	63	44	34	55	50

⑧一時預かり事業（一般型）

事業内容
日常生活で一時的に家庭での保育が困難になった場合、お子さんを一時的に預かり、保育を行います。
高梁市の取組
民間事業者により事業を実施しています。里帰り出産や保護者が市内勤務の場合など、市外の方も利用対象としています。

単位: 利用延人数

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
一時保育事業いろいろ	126	211	117	137	120
計	126	211	117	137	120

⑨延長保育事業

事業内容
保育園で、通常の開所時間 11 時間を超える時間において、保護者の就労形態等の事情で保育できないこどもの延長保育を行います。
高梁市の取組
保護者の就労形態の多様化と通勤時間の増加に伴い、通常の利用日・利用時間以外に、時間を延長して保育を実施しています。 【30分延長保育】(18:30～19:00) 備中保育園、有漢こども園、川上こども園 【1時間延長保育】(18:00～19:00) 高梁保育園、高梁中央保育園、落合保育園、成羽こども園

単位:人

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
高梁保育園	32	24	19	30	26
備中保育園	4	1	2	2	0
高梁中央保育園	17	14	13	9	9
落合保育園	24	13	13	8	11
有漢こども園	2	4	1	2	5
成羽こども園	23	17	20	19	11
川上こども園	10	4	3	2	6
計	112	77	71	72	68

⑩病児・病後児保育事業

事業内容
病気が回復期にあり、通常の集団保育を受けることが困難な児童を、一時的に専用スペース等にて保育する病後児保育を実施しています。
高梁市の取組
成羽町下原地内に「たかはしし病後児保育室」を設置しています。病児保育については、県内の病児保育施設を相互利用できます。また、軽度な病児保育については、ファミリー・サポート・センター事業で対応しています。

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
たかはしし病後児保育室					
登録者数(人)	2	6	1	1	10
利用日数(日)	0	2	0	1	0

①放課後児童健全育成事業（学童保育）

事業内容
労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童に、授業の終了後に学校等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。
高梁市の取組
市内の小学校数は14校であり、全小学校区で学童保育を実施しています。令和元年度から、民間事業者へ1か所委託しており、現在は市内15か所で実施しています。 【開設時間】 学校の授業日：原則、下校時から午後6時まで 土曜日：午前8時30分から午後5時まで 学校の休業日：午前8時30分から午後5時まで（午前8時から午前8時30分まで、午後5時から午後6時まで延長利用が可能） ※一部の学童保育では開設時間が異なります。

単位：人、か所

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
高梁学童保育	86	75	72	67	66
津川学童保育	12	14	9	11	10
川面学童保育	30	30	27	24	22
巨瀬学童保育	10	12	10	11	10
中井学童保育	7	11	9	7	5
玉川学童保育	8	9	4	5	5
宇治学童保育	3	3	2	4	4
松原学童保育	8	7	10	8	6
落合学童保育	51	41	40	45	50
福地学童保育	7	6	7	5	7
有漢学童保育	20	21	20	12	8
成羽学童保育	44	55	55	45	38
川上学童保育	33	31	26	30	32
富家学童保育	4	4	7	8	9
放課後児童健全育成事業 まーぶる	0	4	6	2	3
計	323	323	304	284	275
実施箇所数（か所）	15	15	15	15	15

※各年度5月1日現在

※まーぶるは令和6年度から休止中

(4) 調査結果の概要

①調査の概要

【調査の目的】

本計画を策定するにあたり、就学前の児童や小学生のこどもを持つ保護者に対して子育てに関わる実態・意識を調査することで、教育・保育事業の需要量の見込みを設定し、高梁市の子育て支援の充実を図るうえでの基礎資料としました。また、小・中学生、高校生、若者達の普段の生活実態、結婚、出産、子育てに関するご意見をいただくため、令和6年2月に下記調査を実施しました。

【調査実施方法】

高梁市こども・子育て支援ニーズ調査の概要

	就学前児童	小学校
調査エリア	高梁市全域	高梁市全域
標本数	459件	731件
調査対象	0歳～就学前児童を持つ保護者	小学生1～6年生を持つ保護者
調査方法	0歳～2歳児の保護者は郵送配布、それ以外は園を通じて配布・インターネット回収	小学校を通じて配布・インターネット回収
回収数	157件	235件
回収率	34.2%	32.1%

高梁市こどもの生活実態調査の概要

	小学校	中学校
調査エリア	高梁市全域	高梁市全域
標本数	194件	173件
調査対象	市内小学校に在籍する小学5年生児童とその保護者	市内中学校に在籍する中学2年生生徒とその保護者
調査方法	小学校を通じて配布・インターネット回収	中学校を通じて配布・インターネット回収
回収数	児童184件、保護者125件	生徒166件、保護者99件
回収率	児童94.8%、保護者64.4%	生徒95.9%、保護者57.2%

高梁市若者・少子化対策意識調査の概要

	若者
調査エリア	高梁市全域
標本数	2,645件
調査対象	市内に在住する高校生生徒（全数）及び市内に在住する若者世代（19歳～39歳の男女から無作為抽出）
調査方法	郵送配布・インターネット回収
回収数	592件
回収率	22.3%

【集計にあたっての注意点】

グラフは、パーセントで示しています。
 グラフ中に表示している「n=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。
 算出されたパーセントは、小数点第二位を四捨五入して、小数点第一位までの表示としているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合もあります。
 また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は100.0%を超えます。

②調査結果

ア こどもの権利

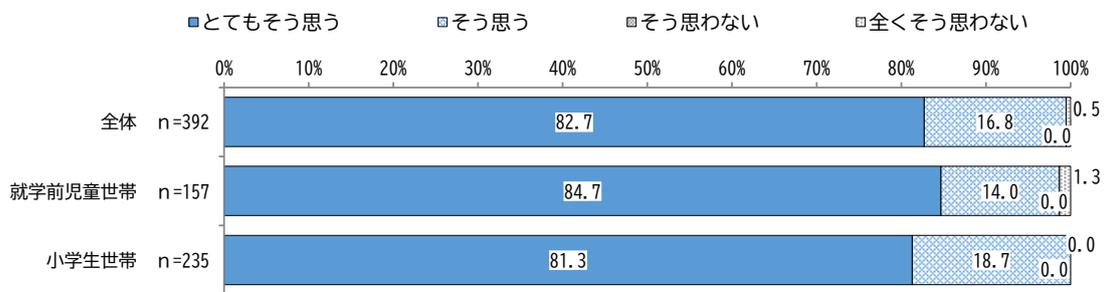
ポジティブ項目（「そう思う」の値を上げる必要がある）については、「すべての子どもは同じように1人の人間であり人権を持っている」では「とてもそう思う」との回答が82.7%となっています。

また「子どもは自分に関することについて自由に意見を言うことができ、大人はそれを尊重する必要がある」では「とてもそう思う」との回答が53.1%となっています。

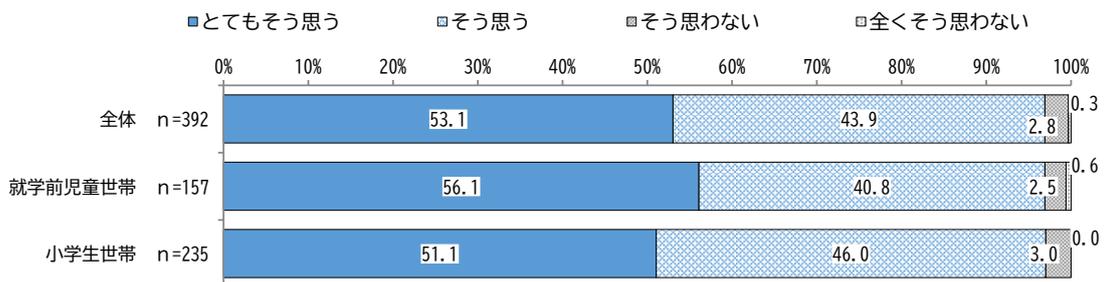
こども・子育て支援ニーズ調査

【子どもの権利に関連して、あなたの意見について最も当てはまるものをお選びください。】

○すべての子どもは同じように1人の人間であり人権を持っている



○子どもは自分に関することについて自由に意見を言うことができ、大人はそれを尊重する必要がある

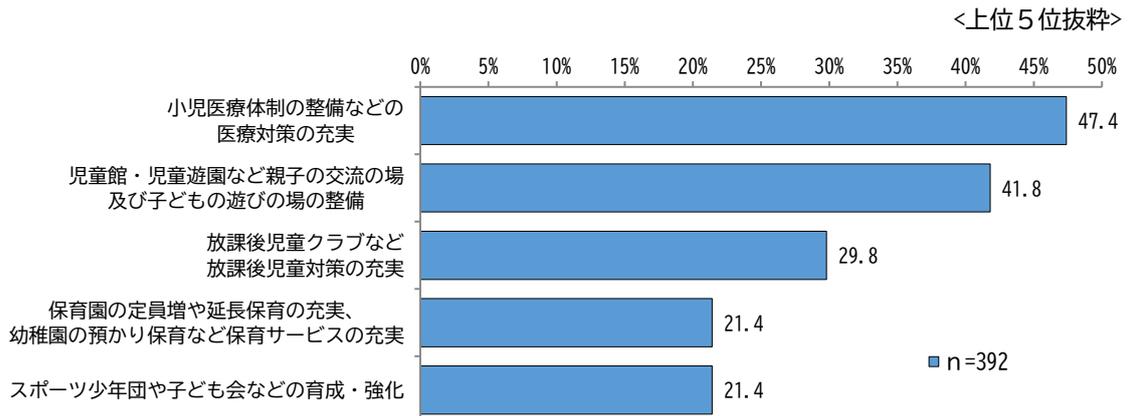


イ 妊娠期からの切れ目のない支援

高梁市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいかについては、「小児医療体制の整備等の医療体制の充実」が47.4%と最も高く、次いで「児童館・児童遊園など親子の交流の場及び子どもの遊びの場の整備」41.8%などの順となっています。

こども・子育て支援ニーズ調査

【高梁市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。】

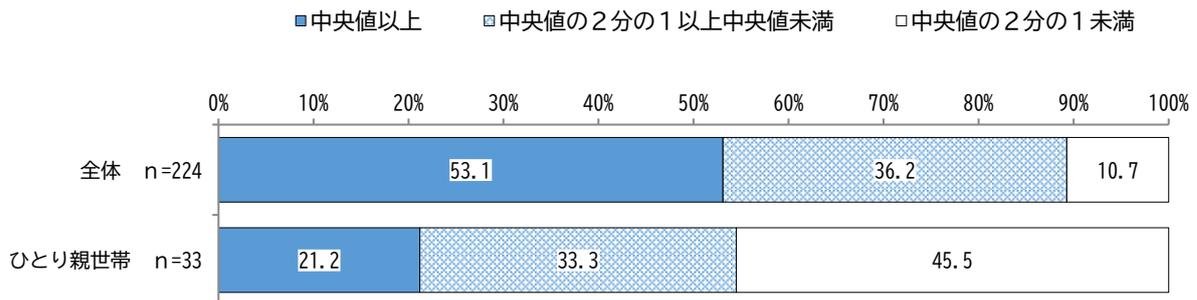


ウ 家庭の経済状況

等価世帯収入¹の水準について、高梁市全体では、「中央値以上」が 53.1%、「中央値の2分の1以上中央値未満」が 36.2%、「中央値の2分の1未満」が 10.7%となっています。

ひとり親世帯では、「中央値以上」が 21.2%、「中央値の2分の1以上中央値未満」が 33.3%、「中央値の2分の1未満」が 45.5%となっています。

こどもの生活実態調査



¹ 等価世帯収入・・・世帯の年間収入の水準について、「子どもと同居し、生計を同一にしている家族の人数」の平方根で割った数値。
計算方法は下記の通り：

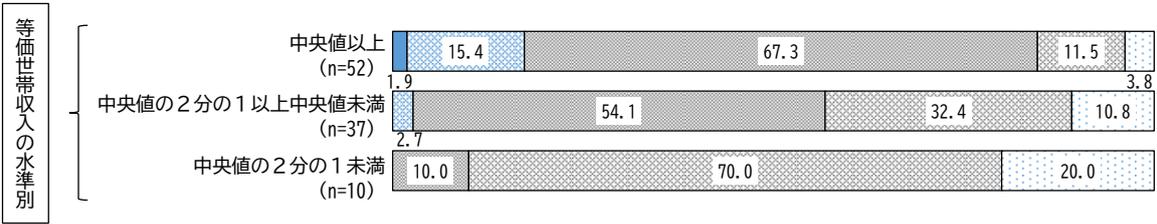
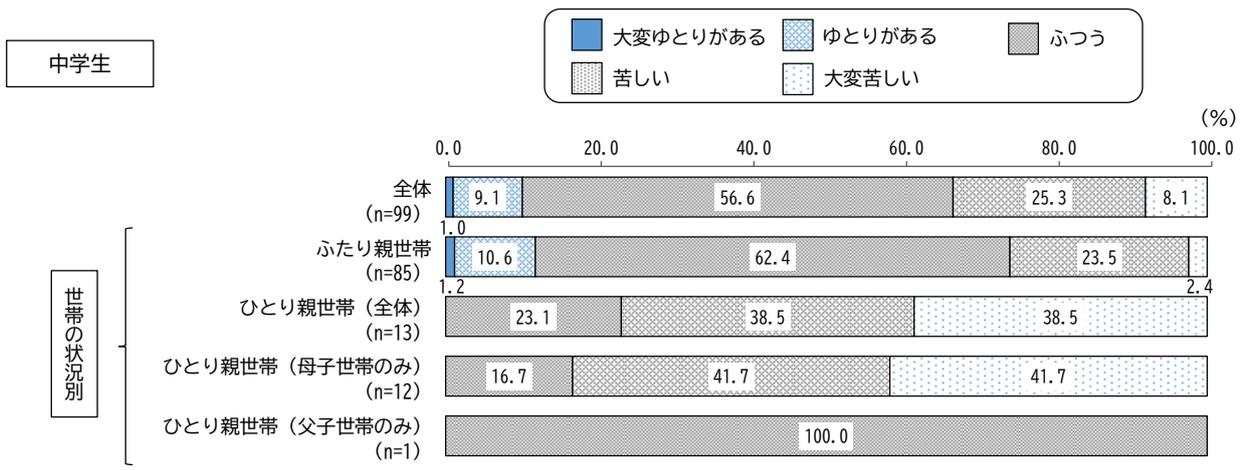
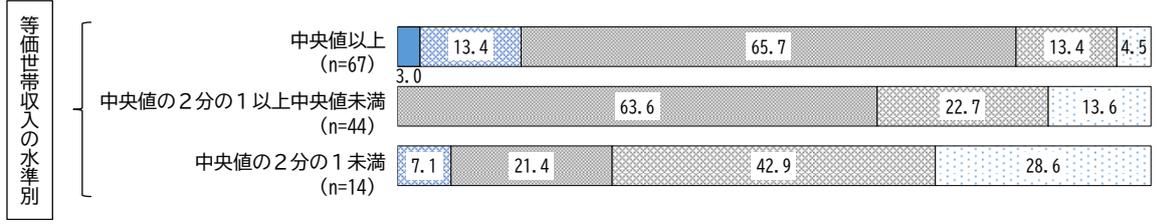
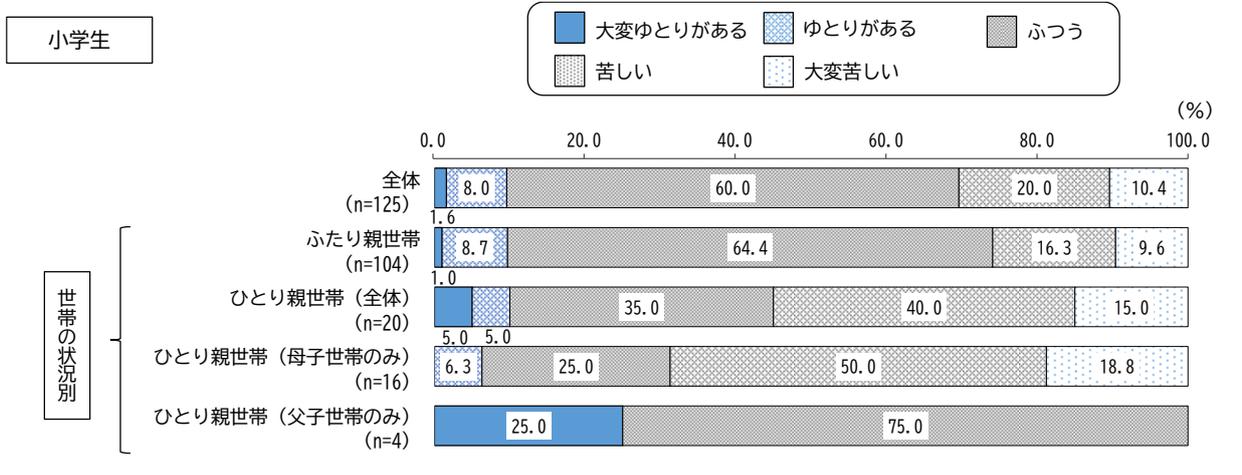
○「世帯全体のおおよその年間収入(税込)はいくらですか。」という問の回答について、各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする(例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする)。

○この値を、同調査票中の別の質問で把握される同居家族の人数の平方根をとったもので除す。

○そして、上記の方法で算出した値(等価世帯収入)の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類する。

現在の暮らしの状況について、小学5年生、中学2年生がいる世帯どちらも「苦しい」「大変苦しい」との回答が約3割となっています。

【現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。】



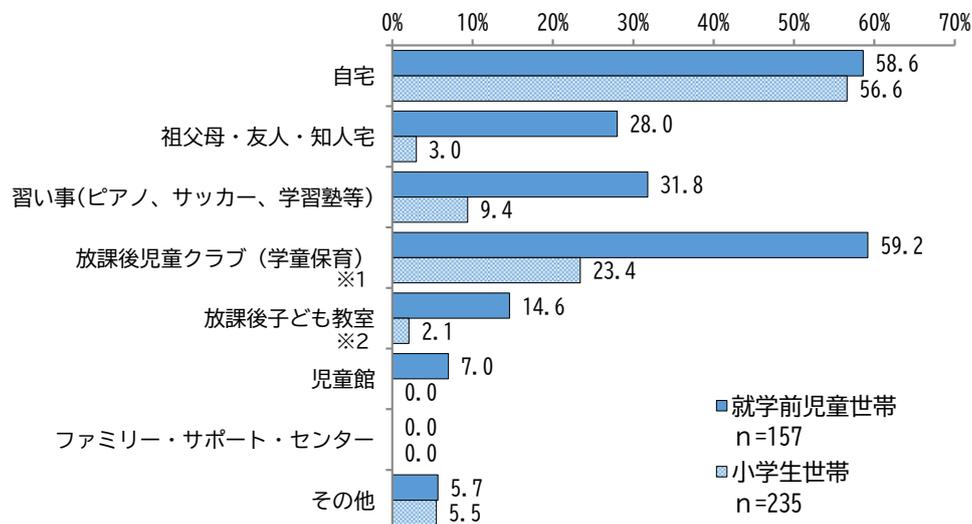
エ こどもの居場所

保護者の日常的な要望についてみると、放課後に過ごさせたい場所（低学年時）は、就学前児童世帯では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が59.2%と最も高く、こどもたちが安心して過ごせる放課後の居場所として、多くの保護者に必要とされています。

また、小学生が「放課後児童クラブ（学童保育）」を利用する割合は、現在約3割程度となっています。また放課後児童クラブの「施設・設備について」不満との回答が約5割となっています。

こども・子育て支援ニーズ調査

【小学校低学年時の、放課後（平日の小学校終了後）の時間を、どのような場所で過ごさせたいと思いますか。】



※1 放課後児童クラブ（学童保育）・・・保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る。

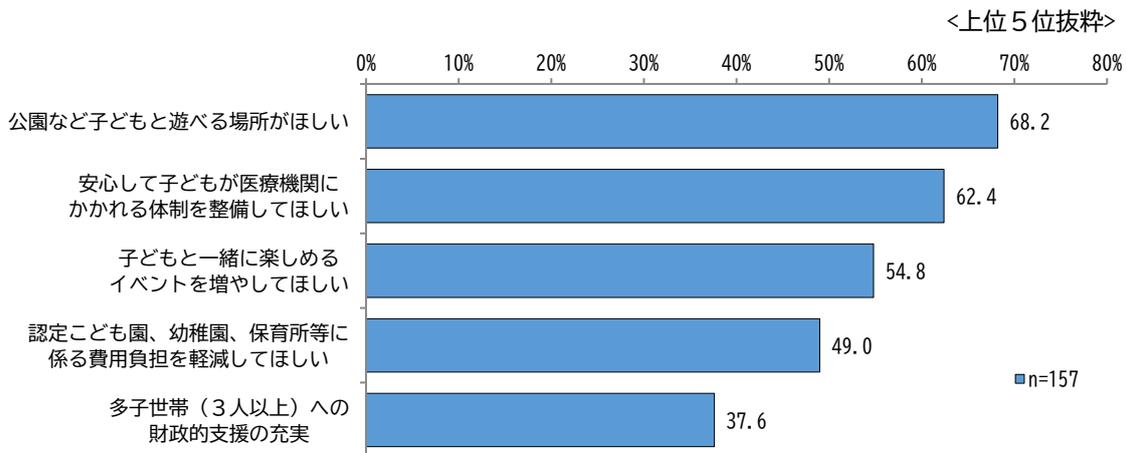
※2 放課後子ども教室・・・学校施設や公民館等を活用し、放課後子ども教室を実施しこどもの居場所づくりを図る。

さらに、子育て支援事業の具体的な支援内容の要望についてみると、「公園など子どもと遊べる場所がほしい」との回答が68.2%と最も高く、第3位が「子どもと一緒に楽しめるイベントを増やしてほしい」(54.8%)となっており、子どもの遊び場やイベントへのニーズが高まっています。

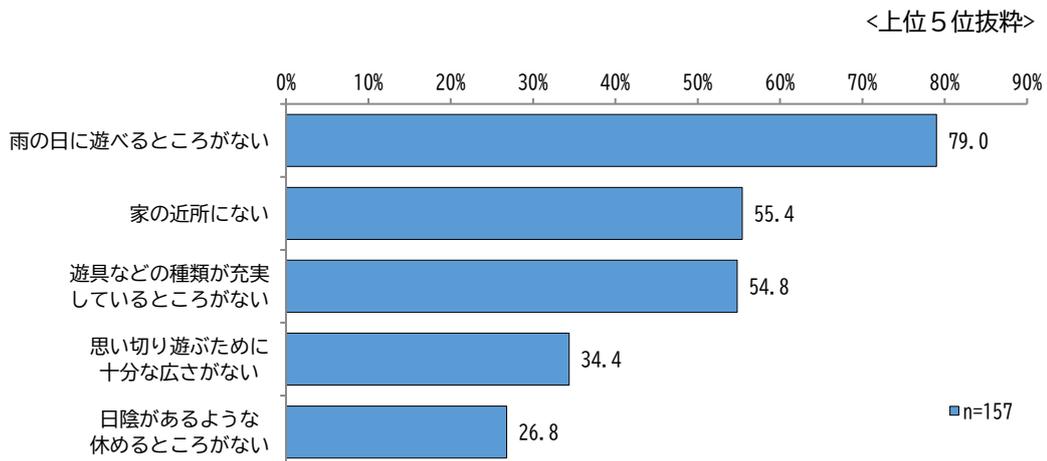
具体的な高梁市のこどもの遊び場の不満点については、「雨の日に遊べるところがない」(79.0%)が最も高く、次いで、「家の近所がない」(55.4%)「遊具などの種類が充実しているところがない」(54.8%)などの順となっています。

こども・子育て支援ニーズ調査

【高梁市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいですか。】



【高梁市での遊び場にはどのような不満がありますか。】



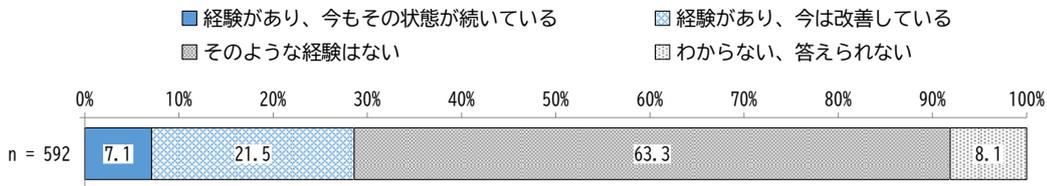
オ 困難な経験について

社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態になった経験については、『経験がある』（「経験があり、今もその状態が続いている」+「経験があり、今は改善している」）との回答が約3割となっています。

改善したきっかけや改善に役立ったことについては、「家族や親戚の助け」との回答が59.1%と最も高く、次いで、「時間がたって状況が変化したこと」（30.7%）、「自分の努力で乗り越えた」（29.9%）などの順となっています。

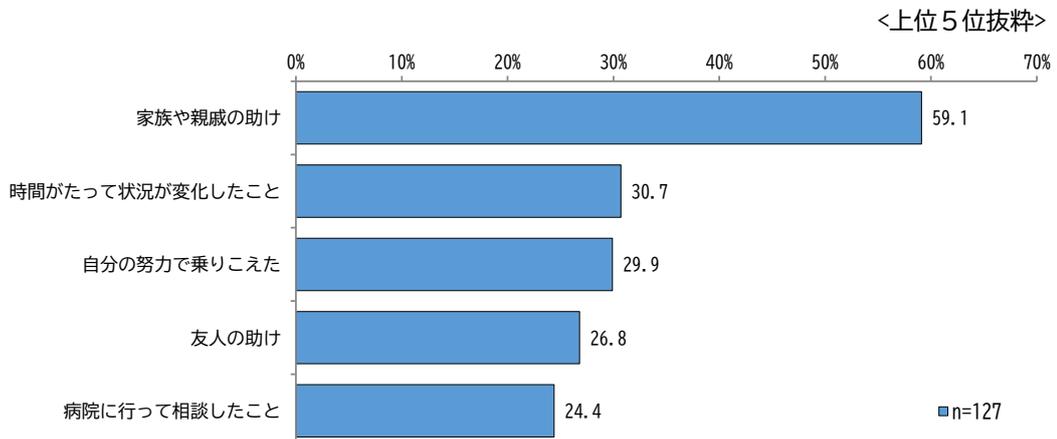
若者・少子化対策意識調査

【あなたは、今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態になった経験がありますか。】



【改善したきっかけや改善に役立ったことは何ですか。】

※前問で「経験があり、今は改善している」と回答した人のみ

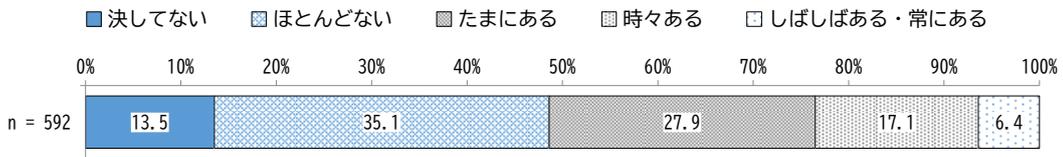


孤独感の度合いについては、『ない』（「決してない」+「ほとんどない」）との回答が 48.6%となっています。

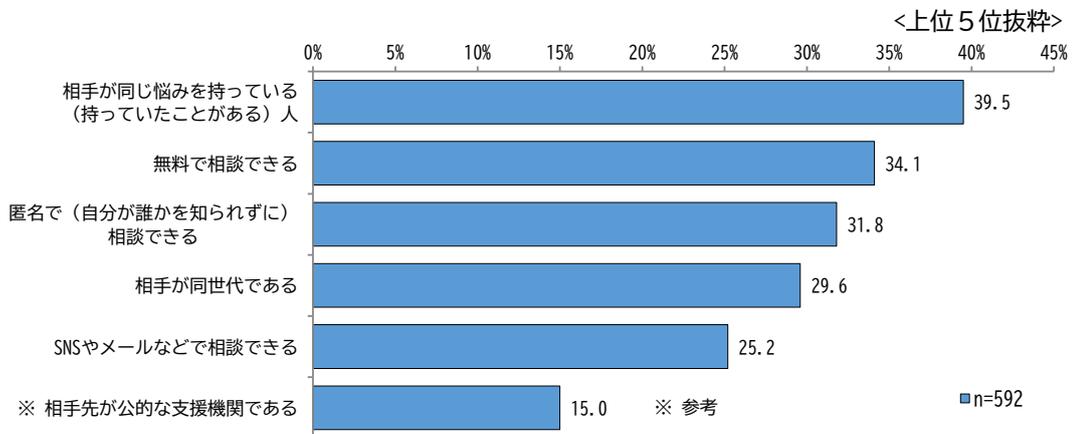
困難を相談したい人・場所について、「相手と同じ悩みを持っている（持っていたことがある）人」との回答が 39.5%と最も高く、次いで「無料で相談できる」（34.1%）、「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」（31.8%）などの順となっています。「相手先が公的な支援機関である」については 15.0%であり、上位5位項目と 10 ポイント以上のギャップが存在しています。

若者・少子化対策意識調査

【孤独感の度合いについて】



【あなたが、社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに、家族や知り合い以外に相談するとすれば、どのような人や場所、条件なら、相談したいと思いますか。】



カ こどもの多様な未来を支援するための取組

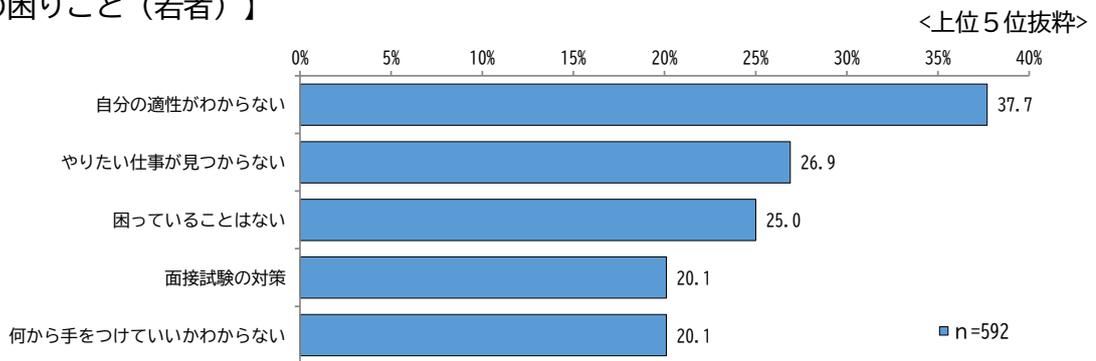
就職での困りごとについて、「自分の適性がわからない」との回答が 37.7%と最も高く、次いで「やりたい仕事が見つからない」(26.9%)、「困っていることはない」(25.0%)などの順となっています。

将来の希望の有無については、『希望がある』(「希望がある」+「どちらかといえば希望がある」)との回答が 65.2%となっています。

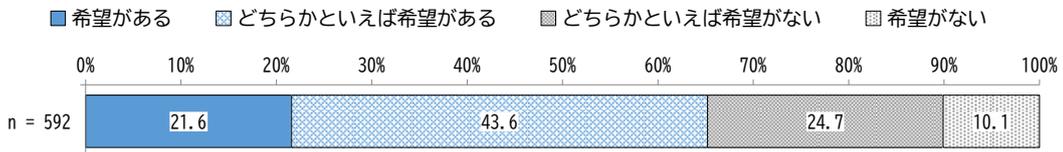
今後の進学意向については、「大学まで」との回答が 57.0%と最も高くなっています。

若者・少子化対策意識調査

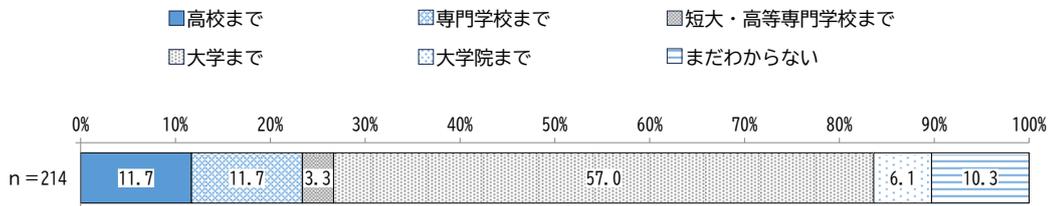
【就職での困りごと（若者）】



【将来の希望の有無について】



【今後の進学意向について】



キ 若者が持つ価値観について

幸福度については、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）との回答が86.6%となっています。

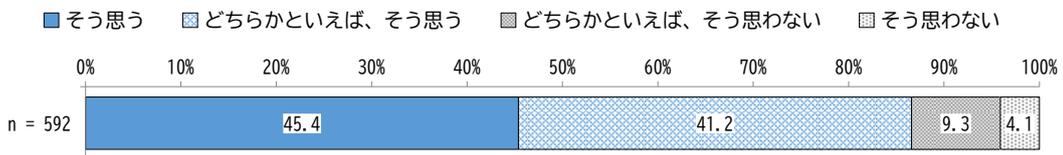
自分らしさがあるかについては、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）との回答が79.9%となっています。

自分のことを好きかについては、『好き』（「好き」＋「だいたい好き」）との回答が64.0%となっています。

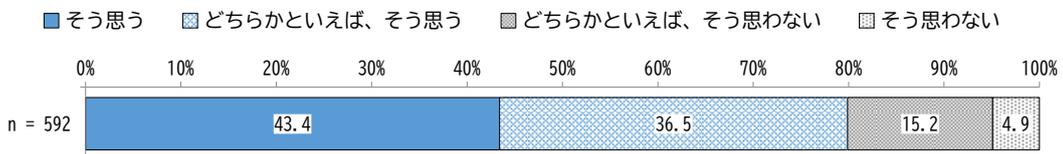
自分は周囲の人に役立っているかについては、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）との回答が69.9%となっています。

若者・少子化対策意識調査

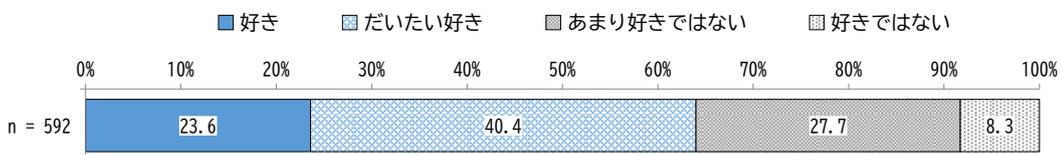
【幸福度について】



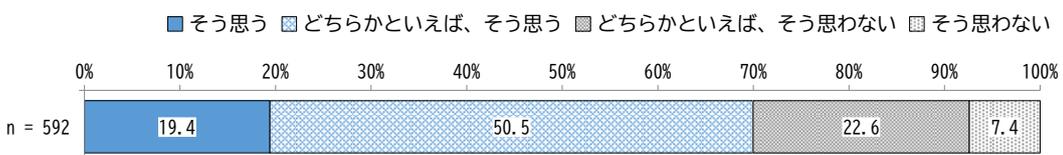
【自分らしさがあるかについて】



【自分のことを好きかについて】



【自分は周囲の人に役立っているかについて】

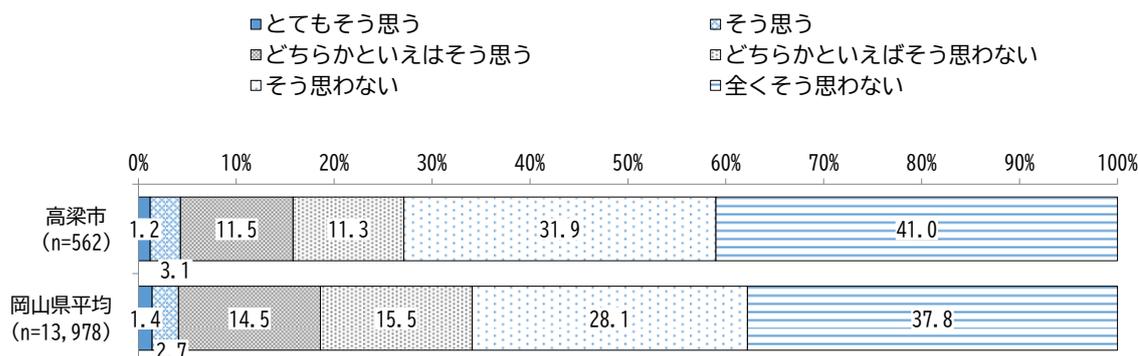


ク 就労ニーズの高まりと子育て支援策の充実

「結婚したら夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、『そう思わない』（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」+「まったくそう思わない」）の割合が、岡山県、高梁市ともに8割を超えています。

岡山県「結婚、出産、子育てに関する県民意識」調査

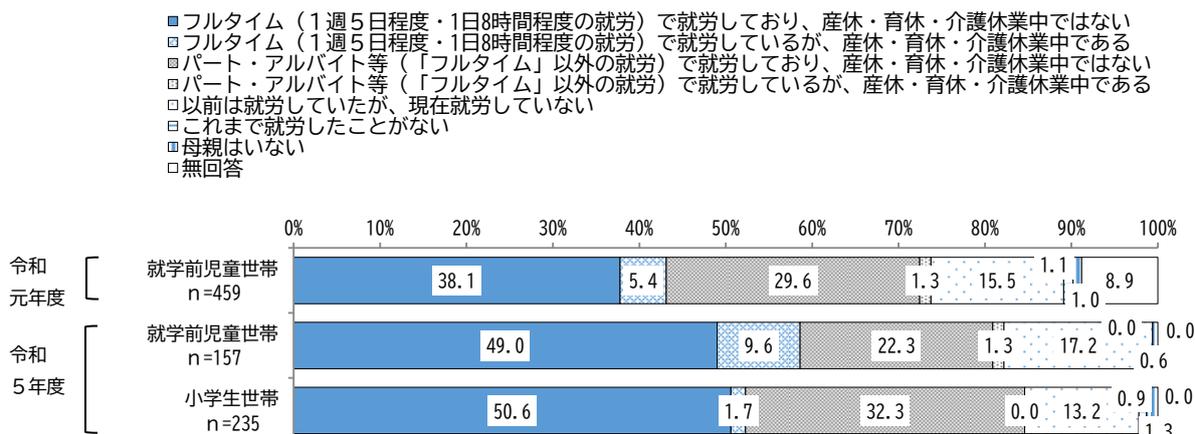
【伝統的役割分担について】



現在の母親の就労状況については、前回調査時に比べ、就学前児童世帯では、「フルタイムで働いている」との回答が、増加しています。

こども・子育て支援ニーズ調査

【現在の母親の就労状況】

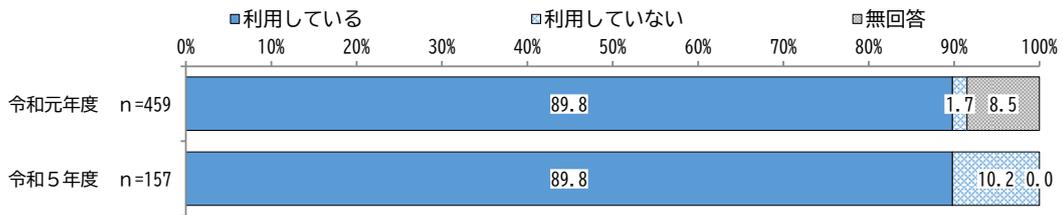


平日における子育て支援施設や事業の利用については、「利用している」と回答した人の割合が89.8%、「利用していない」10.2%となっています。

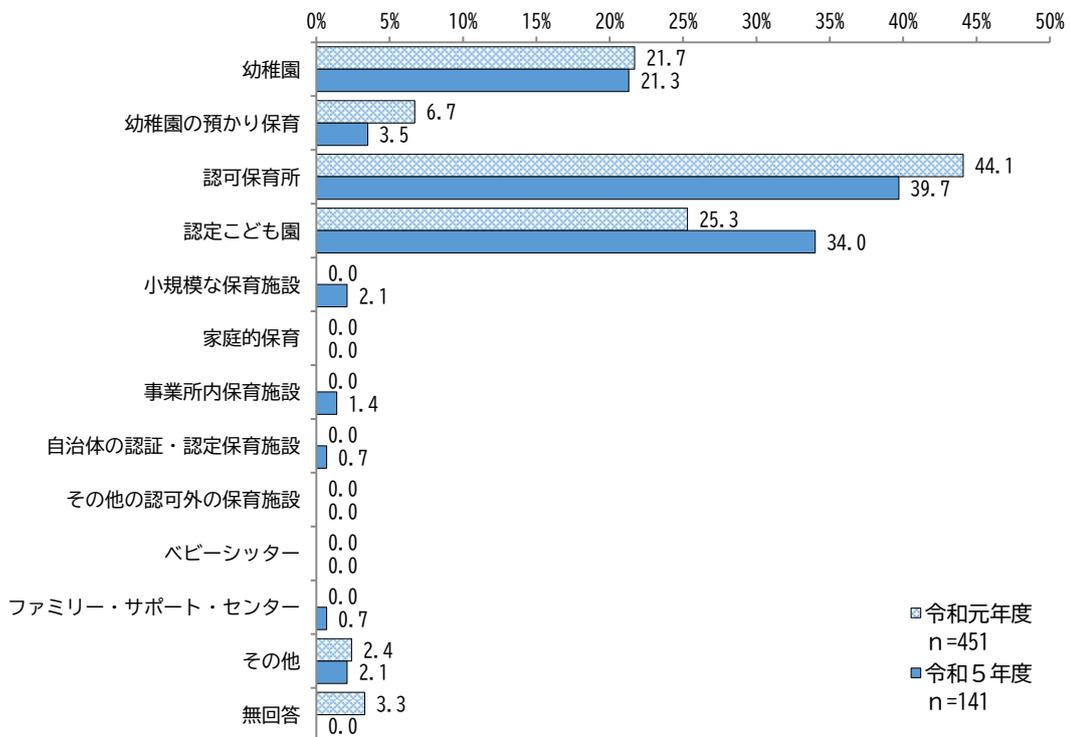
利用している施設や事業については、前回調査時同様、「許可保育所」との回答が39.7%と最も高く、次いで、「認定こども園」(34.0%)「幼稚園」(21.3%)の順となっています。

こども・子育て支援ニーズ調査

【お子さんは現在、幼稚園・保育所・こども園などの「定期的な教育・保育事業」を利用されていますか。】



【現在、どの子育て支援施設や事業を利用していますか。】



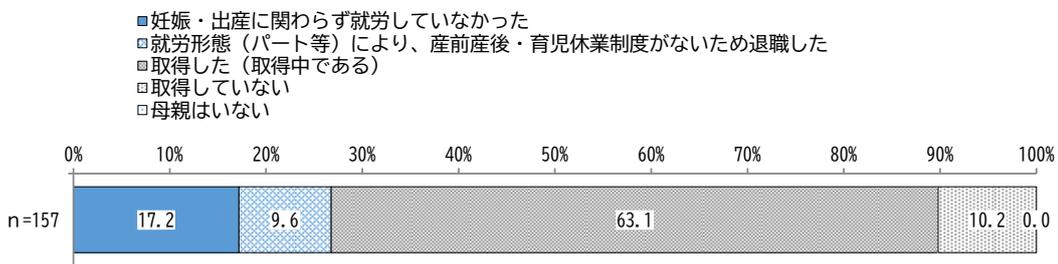
ケ 働きながら子育てできる環境づくり

育児休業取得の有無について、母親で「取得した」が63.1%、父親で「取得した」が11.5%と回答しています。

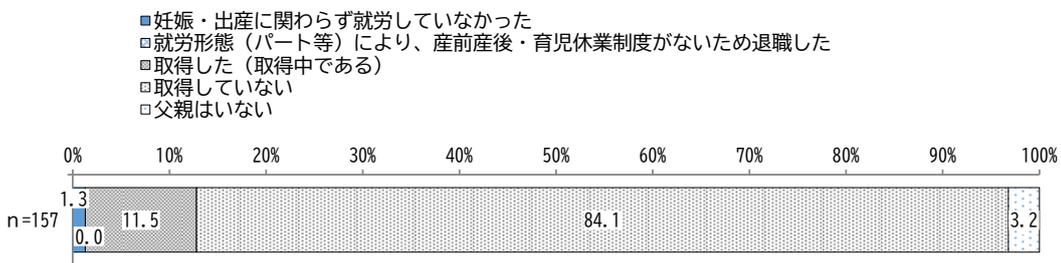
育児休業を取得していない理由については、母親の場合、「子育てや家事に専念するため退職した」との回答が37.5%と最も高く、次いで「仕事・会社の都合でとれなかった等」31.3%などの順となっています。

こども・子育て支援ニーズ調査

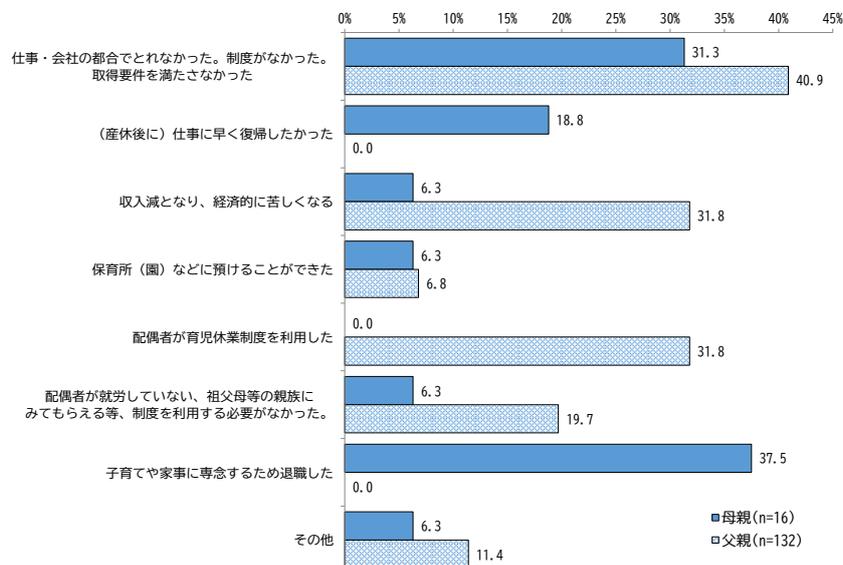
【お子さんが生まれた時、母親は育児休業を取得しましたか。】



【お子さんが生まれた時、父親は育児休業を取得しましたか。】



【育児休業を取得していない理由】



コ 少子化に関する現状

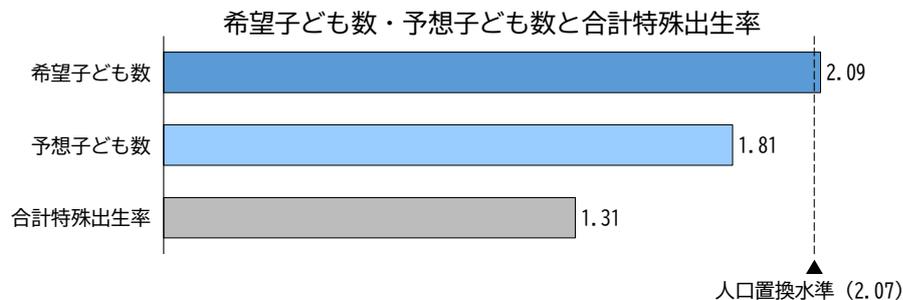
岡山県が実施した「結婚、出産、子育てに関する県民意識」調査においては、高梁市の希望子ども数は2.09人であり、県全体(2.06人)を上回るとともに、人口置換水準¹(2.07)に達しています。予想子ども数(現実には持てると思う子どもの数)1.81人は県全体(1.74人)を上回り、希望子ども数との差も0.28人と小さくなっています。

希望より子どもの数が少ない理由については、「所得に不安があるから」が52.8%と最も高く、次いで「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(51.6%)となっています。

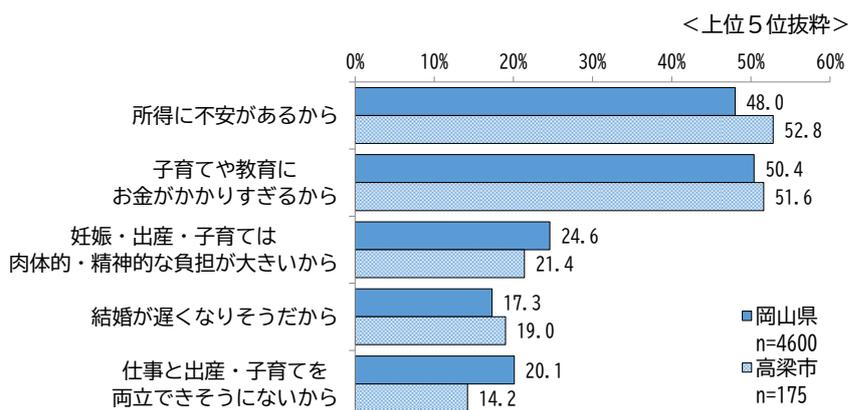
岡山県「結婚、出産、子育てに関する県民意識」調査

【希望する子どもの数は何人ですか。】

【希望とは別に、現実には持てると思う子どもの数は何人ですか。】



【希望の子ども数より少ない理由】



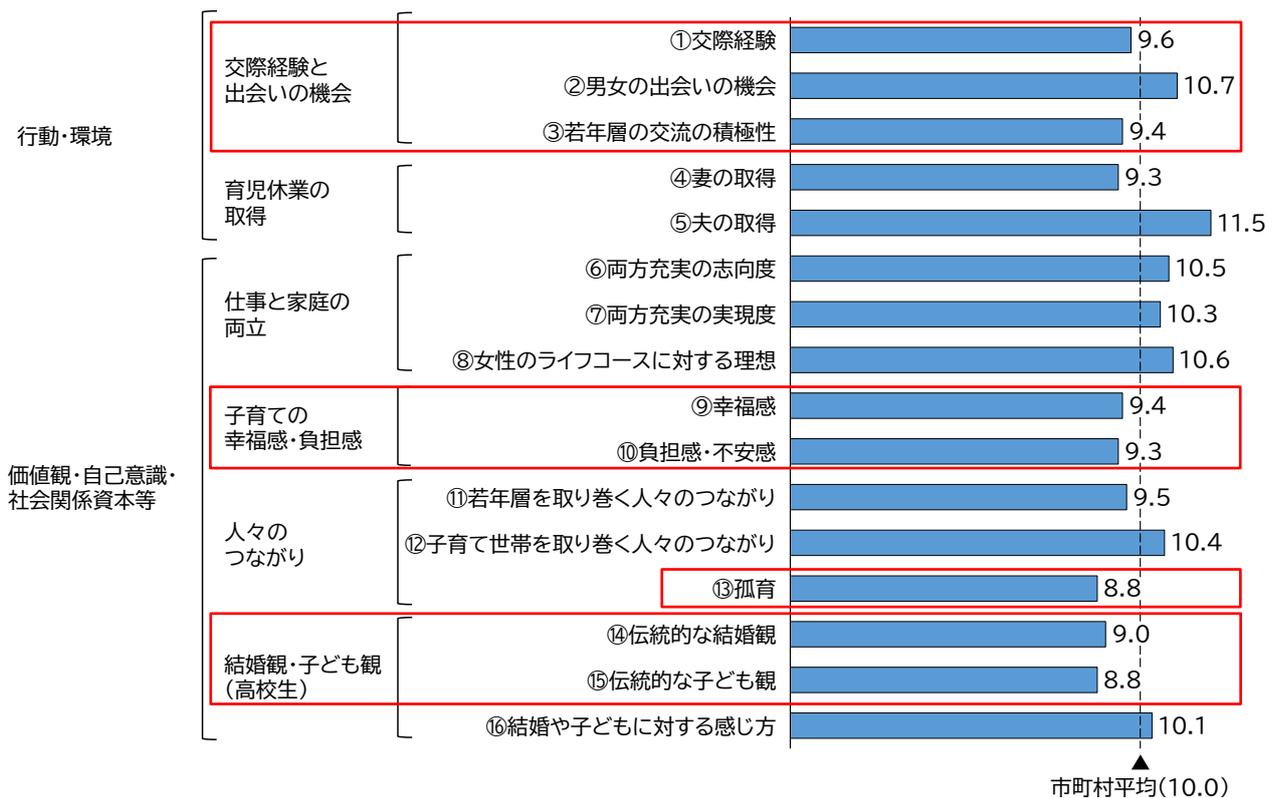
¹ 人口置換水準・・・合計特殊出生率がこの水準以下になると人口が減少することになる水準のことをいう。

また、同調査では、結婚・子ども数の希望、その実現予想の差に影響を及ぼしている可能性がある項目を、【行動・環境等に関する状況】と【価値観・自己意識・社会関係資本等に関する状況】の2つのバーチャートに分けて、市町村ごとにスコアを示しています。全ての項目が単位やばらつき方が異なっても比較できるよう、10点を市町村平均として分析しています。このため、スコアが10点よりも低ければ、当該市町村の希望子ども数や予想子ども数を、県内の市町村間でみて相対的に引き下げる方向に作用している要因である可能性が高いということになります。

【行動・環境等に関する状況】の観点では、「交際経験と出会いの機会」カテゴリー（①交際経験、②男女の出会いの機会、③若年層の交流の積極性）の値が平均点よりも低くなっています。

【価値観・自己意識・社会関係資本等に関する状況】の観点では、「子育ての幸福感・負担感」カテゴリーが市町村平均よりも下回っています。また、「人々のつながり」カテゴリー（⑬孤育）、「結婚観・子ども観（高校生）」カテゴリー（⑭伝統的な結婚観、⑮伝統的な子ども観）の値が低くなっています。

岡山県「結婚、出産、子育てに関する県民意識」調査



(5) こどもの意見聴取

①背景

こども基本法においては、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体がこども施策にこども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられています。

こどもの意見を施策に反映することは、二つの重要な意義があります。

- 第一に、施策の実効性を高める効果です。施策の対象となるこども自身から直接意見を聴取することで、こどもの実態やニーズをより正確に把握し、こどもの視点から見た課題や解決策を施策に反映することが可能になります。
- 第二に、こどもの主体性を育成することです。意見表明の機会を通じて、こどもが社会の一員として参画する意識を育み、自分の意見が社会に変化を与える経験を積むことができます。これは、自己肯定感や自己有用感を育み、ひいては将来の民主的な社会の担い手としての基礎を形成することにもつながります。

こうした意義を実現するため、自治体では「こどもまんなかの社会」の実現を目指し、地域の関係機関と連携した相談体制の整備など、こどもが意見を表明しやすい環境づくりを進めています。

本市においても、こうした背景の下、「高梁市こども計画」に関連して、こどもに関する施策について高校生の意見を聴取しました。

②概要

	こどもへの意見聴取について
日時	2024年9月～10月にかけて実施
調査対象	県立高梁高等学校（1～2年生）、県立高梁城南高等学校（3年生）
実施内容	高梁市職員による講話 意見交換 アンケート
テーマ	高梁市のこども・子育て施策について

③ヒアリング結果からわかる現状（一部抜粋して紹介）

(ア) こども施策全般について

- 「ヤングケアラー」など専門的な言葉がわかりづらい。
- 子育て支援センターがどこにあるかわからない。
- 「ママ・サポート 119」、「子育て応援チケット」、「ゆう・ゆうひろば」など支援制度があるのによく知らなかった。施策の良さをもっとアピールしたほうがいいと思った。
- 高梁市は、こどものために、いろいろと改善していることが分かった。
- 子育てしやすいまちになると、高梁市でこどもを育てようという人が増えて、こどもの人数も増えると思う。
- ヤングケアラーの保護者のメンタルケアも必要だと思う。
- おとなだけで話を進めず、こどもの意見を聴いてほしい。

(イ) 高梁市の住みやすさについて

- 分娩できる施設がない。
- 大きな公園や安全に遊べる場所が身近にない。全天候型の公園がない。
- 夜真っ暗になるので、街灯を増やしてほしい。
- 登校に不便を感じる。電車の時間が30分間隔がよい。

こどもの意見聴取の様子



5 高梁市のこども・若者を取り巻く現状と課題

本市の状況や調査結果等を踏まえて、課題を整理します。

【子育て支援サービス】

- ◆ 全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口も一貫して減少しており、少子高齢化が急速に進展しています。年少人口率は年々減少し、慢性的な待機児童はいないものの、就業形態の多様化などにより、きめ細やかな子育て支援が求められています。また、子育て支援施策を周知するため、積極的な情報発信が必要です。

【こどもの人権の尊重】

- ◆ 「すべての子どもは同じように1人の人間であり人権を持っている」では「とてもそう思う」との回答が約8割となっており、こども・若者が権利の主体として全ての保護者等に認められるよう、より一層の周知・共有を図る必要があります。

【子育て支援の充実】

- ◆ 充実してほしい子育て支援施策として「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が上位となっており、小児医療提供体制の維持・向上が求められています。また、子育て事業の具体的な支援内容の要望では、「公園など子どもと遊べる場所がほしい」が約7割と高くなっています。

【こどもの貧困】

- ◆ ひとり親世帯では、全体と比較して、等価世帯収入の「中央値の2分の1未満」の割合が高くなっています。貧困の問題を抱える家庭については、生まれ育った家庭環境に左右されることのないよう、保護者の自立支援のための相談事業の充実と、こどもの生活支援や進学・就労支援など関係機関と連携を強化する取組が必要です。

【児童虐待】

- ◆ 全国的な傾向と同様に、本市における虐待を受けた児童数は増加しています。関係機関と連携した虐待の予防、早期発見・早期対応、自立支援までの一貫した取組や、市民に対しても、児童虐待問題の意識向上を図る取組が必要となっています。

【ワーク・ライフ・バランス】

- ◆ 現在の母親の就労状況では、前回調査に比べ、「フルタイムで働いている」との回答が増加しています。また、育児休業取得の有無では、「取得した」との回答が母親で約6割、父親で約1割と取得率は低い状況です。男女ともに、仕事と生活を両立できる社会環境を整えていく必要があります。

【出会い・結婚】

- ◆ 希望する子ども数よりも予想する子ども数（現実に持てると思う子どもの数）が少ない理由として、費用負担に関する理由が高くなっています。また、「孤育」など子育て当事者の負担感のほか、「若年層の交流の積極性」など、こども・若者の価値観の側面でも、結婚や子ども数の希望に影響を及ぼしていることが示唆され、少子化について多面的に取り組んでいく必要があります。



第Ⅱ部 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こども・若者が自分らしく輝き、心豊かに成長できるまち高梁市

こども・若者は未来を創るかけがえのない存在です。こども・若者一人一人が自分らしく心豊かに成長できるよう、権利を尊重するとともに、保護者はもちろん、地域社会全体でこども・若者を応援する取組を推進します。また、その取組みを通じて、市民が社会的価値を創造でき、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちを目指します。

2 基本的視点

■ 視点1 全てのこども・若者が活躍できる社会をつくる

- ◆ 全てのこども・若者が活躍できる社会の前提として、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこども・若者の権利が尊重され、最善の利益が確保される必要があります。また、こどもや若者、子育て当事者の意見を聴取し、反映できる体制を整備することが必要です。
- ◆ こども・若者が、心身ともに健やかに育ち、人間としての尊厳をもって自分らしく生きていくために、暴力からの保護、差別の禁止、意見の尊重などの国際的な原則にのっとり、その権利を保障し、こどもや若者の個性や多様な価値観を理解し、一人一人の権利を尊重することが大切です。

■ 視点2 子育て家庭を支援し、未来を担うこども・若者を育む

- ◆ 一人一人のこどもが健やかに生まれ育つよう、全てのこども・若者、子育て家庭に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが大切です。
- ◆ また、障害や疾患のあるこども、貧困の状況やこどもの養育が困難な状況にある家庭、児童虐待やヤングケアラー等の問題を抱える家庭、ひとり親家庭、不登校やひきこもりの状態にあるこども・若者など、全てのこども・子育て家庭に必要な支援を確実に届けることが必要です。
- ◆ 様々な事情により自らアクセスが困難な状況にあるこども・若者、子育て家庭をも念頭に置き、支援を必要とする人の的確な把握や、情報、支援、サービスなどを確実に届けていくための取組が必要です。

■ 視点3 地域社会全体でこども・若者を応援する

- ◆ 核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立化が課題となっており、多くの保護者が子育てに不安や負担を感じています。地域でのこどもの見守りなど様々な活動や人とのつながりは、こどもや子育て家庭の孤立化を防ぐ重要な役割を果たしており、地域社会全体で支援に取り組むことが重要です。
- ◆ 様々な状況にある全てのこども・若者が心身ともに健やかに育成されるためには、子育ての責任は第一義的には保護者にあるという基本的な認識の下、行政による取組だけでなく、市民、地域、事業者、学校など地域社会全体で連携し、それぞれの役割を果たしながら、課題の解決に向けて取り組むことが大切です。

3 基本目標

■ 目標1 未来を担う子どもたちを切れ目なく支援

全ての子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、家庭・社会・地域の支えを受けながら自立した個人を確立していく、権利の主体として認められています。子ども・若者が自分の生活や未来を自己決定し、政策決定の過程において自分の意見を表明することが尊重されるような環境づくりを行う必要があります。

そのため、①子ども・若者が権利の主体として認識されるように周知すること、②子どもたちが直面しうるあらゆる形態の虐待などから保護されること、③全ての子どもたちが健やかに成長するためにライフステージを通じて保健・医療が提供される取組を推進します。

■ 目標2 子ども・若者の自立と社会参加のための環境づくり

子どもは、誕生期から青年期において様々な学びや体験を通じて成長し、おとなとして社会生活を送るようになります。子ども一人一人は、生まれた環境や育っていく過程に個人差がありますが、適切な支援を通じて全ての子どもたちが、自分らしく活躍できるようになるための環境づくりに取り組みます。このためには①各ライフステージにおける適切な学習や体験機会の充実を通じて、②子どもたちの「生きる力」を育みつつ、③安心して学ぶための環境を整備することが重要です。そして、④高梁市の未来を担う若者が主体的に自分の夢を追いかけ、社会に参画することができるように就労や結婚など重要なライフイベントへの支援を推進します。

■ 目標3 安心して子育てができる地域社会づくり

子育て世帯の当事者たちが安心して子育てができるような地域社会をつくります。子どもが心身ともに健やかに成長するためには、家庭・地域社会の中で安心して暮らせることが重要になっています。そのため、①母子の健康状態を支えるための保健・医療環境の充実、②子育てを安心して行うための制度づくりを行います。また、③子育てに係る経済的負担の軽減と、④男女ともに仕事と子育てが両立できるための支援を行い、現行の子育て当事者への支援をしつつ、子どもを持ちたいという希望を持ちながらも様々な事情で子どもを持つことができない家庭に対する支援に取り組みます。

■ 目標4 地域の見守りで支える子どもたちの未来

子どもは父母などの養育者が子育ての第一義的責任を有するという基本的な認識の下、子どもたちが高梁市に愛着を持ちつつ、安心して育っていくためにも、①地域社会全体で子育てに協力し、応援する気運を高め、子育てにやさしい地域社会をつくります。また、②犯罪被害や、事故、災害から子どもを守る環境を整備し、子どもたちの安全を守る取組を推進します。

4 施策体系

基本理念

基本目標 / 施策

こども・若者が自分らしく輝き、心豊かに成長できるまち高梁市

基本目標 1

未来を担うこどもたちを切れ目なく支援

施策1 | こども・若者が権利の主体として活躍するための仕組みづくり

施策2 | 特別な配慮を要するこども・家庭への支援

施策3 | こどもの切れ目のない保健・医療の提供

基本目標 2

こども・若者の自立と社会参加のための環境づくり

施策4 | こどもの成長と遊びの充実

施策5 | 生きる力を養う教育

施策6 | こどもが安心して学び、安全に過ごすための環境

施策7 | 若者の多様な未来を保障するための取組

基本目標 3

安心して子育てができる地域社会づくり

施策8 | 母子ともに健康に育つための制度づくり

施策9 | 家庭での子育てを応援するための取組

施策10 | 子育てに係る経済的負担の軽減

施策11 | 男女ともに仕事と子育てが両立できるための支援

基本目標 4

地域の見守りで支えるこどもたちの未来

施策12 | 地域で支える子育て

施策13 | こどもの安全を守る取組の推進
(犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備)

施策の方向性	ライフステージ等
①こどもの権利擁護の推進 ②多様な遊び体験や活躍できる機会づくり ③こども・若者の意見表明の確保	ライフステージ全般
①こどもの貧困対策 ②障害児・医療的ケア児への支援 ③悩みを抱えるこども・若者への相談・支援体制の充実 ④虐待防止とヤングケアラーへの支援 ⑤社会的養護施設等の周知	ライフステージ全般
①健やかな育ちを守るための支援 ②成人期に向けた保健対策の充実 ③母子保健と医療・福祉の連携体制の充実 ④歯科保健の推進 ⑤小児医療提供体制の維持	ライフステージ全般
①教育・保育サービスの充実 ②幼児教育・保育の質の向上 ③多様な保育の充実 ④小1プロブレムへの継続的対応	誕生～乳幼児期
①新しい時代を生き抜く力の育成 ②特別支援教育の推進 ③親準備教育・キャリア教育の実施 ④たくましく、心やさしいこどもの育成 ⑤多様な体験を取り入れた学習の展開 ⑥体力・運動習慣づくりの推進	学童～思春期
①こどもの居場所形成 ②いじめや不登校等、問題行動の早期発見・早期対応 ③適応指導、教育相談の実施 ④特色ある学校づくり ⑤充実した教育環境の整備	学童～思春期
①大学等への進学支援と人材育成 ②地域での就職支援 ③地域への愛着形成と若者の出会い・結婚・子育てへの応援 ④ひきこもりの若者やその家族への支援	青年期
①母子保健事業体制の整備 ②妊娠・出産のための相談体制の充実 ③妊娠前の経済的支援	子育て当事者への支援
①子育て世帯への支援 ②家庭教育への支援 ③保護者に対する子育てスキルの教育 ④子育て相談体制の充実	子育て当事者への支援
①経済的支援の充実 ②ひとり親家庭への支援	子育て当事者への支援
①ワーク・ライフ・バランスの推進 ②出産・育児がしやすい職場環境の整備 ③父親の育児参加の促進	子育て当事者への支援
①ボランティアの推進 ②多世代交流による子育て ③地域全体での子育て ④子育てがしやすいまちづくり	子育てにやさしい社会
①地域での見守り活動 ②こどもを取り巻く有害環境対策の推進 ③交通安全意識の高揚 ④防災教育等の充実	子育てにやさしい社会

5 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭がこどもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって、重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、こどもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、こどもが健やかに成長できる家庭を築くとともに、こどもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

(2) 地域の役割

地域は、こども・若者にとって充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、こども・若者は、その関わりの中で社会性を身につけ成長します。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障害の有無等にかかわらず、全てのこども・若者が、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、こどもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながらこどもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

事業者は、従業者が仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくるのが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所などの関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業などの計画的な推進を図ります。



第Ⅲ部 計画の展開

1 計画の基本施策

基本目標1 未来を担う子どもたちを切れ目なく支援

ライフステージ全般

施策1 こども・若者が権利の主体として活躍するための仕組みづくり

現状と課題

- ◆ こども・子育て支援ニーズ調査の結果では「すべての子どもは同じように1人の人間であり人権を持っている」では「とてもそう思う」との回答が82.7%となっています。また「子どもは自分に関することについて自由に意見を言うことができ、大人はそれを尊重する必要がある」では「とてもそう思う」との回答が53.1%となっています。こども・若者が権利の主体として認められて生活できるように、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするおとなに対して、より一層の周知・共有を図ることが重要です。
- ◆ 若者・少子化対策意識調査の結果において、自己肯定感（自分のことを好きか）について「好き」「だいたい好き」との回答は64.0%、自己効力感（自分は周囲の人に役立っているか）について「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」との回答は69.9%となっています。
- ◆ こどもや若者が、家庭や学校、地域等において、意見を形成し、意見を言い合える機会や、その意見が尊重される機会を持つことができるよう、意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成が必要です。

施策の方向性

①こどもの権利擁護の推進

- 全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、自らが権利の主体であることを広く周知します。また、保護者や職員などこども・若者に携わるおとなへも同様な取組を推進します。

②多様な遊び体験や活躍できる機会づくり

- 地域の特性や課題、個人のニーズに応じた学習機会を提供し、こどもから保護者まで幅広く地域社会への参加、参画を推進します。
- こどもたちの目標や将来の夢を広げる様々な体験を提供します。
- 市内の小中高生が地域課題の解決やまちづくりに積極的に参画できる活躍の場を創出し、郷土への愛着心を醸成します。
- こどもたちと市内留学生等との交流事業等を通して、国際感覚を養う活動を支援します。
- こどもたちが主体的に地域活動へ参加できるよう、広くボランティア情報を提供します。

③子ども・若者の意見表明の確保

- 子ども・若者に関わる施策について、審議会・協議会などの委員への子ども・若者の登用や、小学生・中学生・高校生段階の児童生徒を対象としたアンケートなど、子ども・若者から意見を聴く機会を確保し、施策に反映する取組を推進します。
- 貧困、虐待、いじめ、不登校を始め、ヤングケアラー¹、社会的養護²の下で暮らす子どもなど、困難な状況にあって声を聴かれにくい子ども・若者については、安心して意見を表明できるよう、十分な配慮と工夫に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
こどもの権利の啓発促進事業	こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行います。また、イベントなどのあらゆる機会を通じて、こどもの権利の啓発活動を行います。
人権教育推進事業	リーフレット作成・配布等による啓発を行うとともに、学校や地域における人権教育及び啓発活動に取り組みます。
地域子育て創生事業	子どもたちの可能性や夢を広げるため、体験や見学などの機会を提供します。
多文化共生推進事業	多文化共生社会の実現に向けて、外国人市民を対象とした日本語教室の開催や、外国人市民と地域住民の交流の場の創出支援等に取り組みます。
RUN LEARN たかはし	地域で開催される様々なイベント等の情報を集約して、中・高校生に提供することにより、中・高校生が主体的に地域と関わり、地域で活動することを支援します。
サポートプラン作成の推進	要保護児童・要支援児童などの願いや希望を聴き取り、サポートプランに反映させます。
学童保育におけるこどもの意見の反映	学童保育において、こども会議の開催やこどもの意見を反映したイベントを開催します。

¹ ヤングケアラー・・・家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を指します。令和6年に子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象に、ヤングケアラーが明記されました。

² 社会的養護・・・保護者がいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、児童養護施設や里親制度等の公的責任で社会的に養育し、保護するとともに養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

施策2 特別な配慮を要するこども・家庭への支援

現状と課題

- ◆ こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼしており、貧困の連鎖を断ち切るための対策を進める必要があります。
- ◆ 障害児が将来自立して社会生活を送れるよう、障害の早期発見、早期療育の迅速な対応とともに、成長のあらゆる段階において、一人一人の特性等に応じた多様な教育及び継続的な支援が求められています。
- ◆ 全国的な傾向と同様に、本市における虐待を受けた児童数は増加しています。こどもの最善の利益を優先し、健やかな成長を支えることができるよう、虐待の予防、早期発見・早期対応、自立支援まで、関係機関が一丸となって切れ目のない支援をすることが必要です。
- ◆ 虐待・ヤングケアラー等の問題は、あらゆる家庭が無縁ではないという認識の下、当事者やその家族も視野に入れた適切なケアが必要なことから、養育に課題のある家族に対する支援ニーズの早期発見・体制整備が求められています。

施策の方向性

①こどもの貧困対策

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通うこどもの学力が保障されるよう、落ち着いた環境の中で、基礎学力の確実な定着を図る指導に努めます。
- 経済的な理由により高等学校などの入学が困難な家庭に対し、入学に係る経済的支援を行います。
- 保護者の自立支援のための相談事業の充実や保育等の確保に努めるとともに、こどもの生活支援や就労支援等に関係機関が連携しながら取り組みます。

②障害児・医療的ケア児への支援

- 児童発達支援センターを中核として、地域の医療・保健・福祉・子育て・教育等に係る課題について、関係者が連携して支援する等、重層的な地域支援体制の構築に取り組みます。そして、各種手当や制度の情報が、対象となる世帯に確実に届くよう、引き続き周知を図ります。
- 障害の有無にかかわらず、安心してともに暮らすことができる地域づくりを進めるため、保育園等におけるインクルージョン¹を推進します。

¹ インクルージョン・・・社会において多様な人材が尊重されながら共存していくという意味の言葉です。直訳すると「包括」「包摂」「受容」という意味で、持続可能な開発目標（SDGs）の理念である「誰一人取り残さない」とも通じる考え方です。教育分野におけるインクルージョンは、主に障害を持つこどもに対するインクルーシブ教育の分野で使われています。インクルーシブ教育とは、障害のある人もない人も共に学ぶ仕組みのことで、人間の多様性を尊重し、障害者が精神的・肉体的な能力を可能な範囲で最大限発揮して自由な社会へ参加できることを目的としています。

③悩みを抱える子ども・若者への相談・支援体制の充実

- 子ども家庭センターでは、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、より専門的な相談や調査・訪問により、総合的かつ継続的に支援します。
- 青少年育成センターでは、いじめや問題行動等への対応や不登校解消への支援に取り組めます。
- 発達障害を含む障害児の多様なニーズに対応するための相談体制の充実と支援機関の周知を図ります。
- 支援を必要とする子どもに対する取組である「スクラム作戦」を更に充実し、発育・発達の確認や健康の障害となる要因の早期発見や、早期対応に努めます。
- 社会生活や日常生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携による相談・支援を行います。

④虐待防止とヤングケアラーへの支援

- 子ども家庭センターが、保育園・学校などや支援の担い手である民間団体を含め、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)等と一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化します。
- 子ども家庭センターによる相談窓口や相談体制の充実を図ります。また、子どもの人権を守る仕組みを周知徹底し、子どもの権利が尊重される地域づくりを進めます。
- 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者(ヤングケアラー)への支援に向けては、学校を始め、福祉、介護、医療等に係る関係機関が情報共有や連携を図り、早期発見・早期把握を行うことで必要な支援につなげるとともに、年齢によって支援が途切れることのないよう、子どもを守る地域ネットワークと県子ども・若者支援調整機関との連携を強化します。
- 保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、子どもを預かるショートステイ事業を実施します。

⑤社会的養護施設等の周知

- 児童養護施設や里親制度等への理解を深めるための広報や、虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等への対応に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
高等学校等入学支援金支給事業	高等学校等へ進学を予定している準要保護世帯(生活保護世帯除く)にある経済的に困難な世帯に対し、入学時に必要な物品購入に係る経費等を支給します。
生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活が維持できなくなるおそれがある方に対し、自立相談支援事業、家計改善支援事業及び住居確保給付金等による支援を行います。
障害児療育支援事業	障害児福祉支援の拠点である「児童発達支援センター」を中核として、障害の早期発見から早期治療・早期療育が適切に行われるよう、地域の医療・保健・障害福祉・教育等の関係者と連携して相談・支援体制の充実を図ります。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。
保育所等訪問支援事業	障害のあるこどもが通う保育園等に訪問し、こどもや職員に対して、保育園等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
ペアレントトレーニング	保護者がこどもの行動を観察して特徴を理解することや、こどもの特徴をふまえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより、こどもの問題行動を減少させるトレーニングを実施します。
児童発達支援事業	障害のある未就学児に対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学齢期の障害のあるこどもに対して、放課後や夏休み等の長期休業期間中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
自立支援協議会児童部会	関係機関が連携して、本市で暮らす障害のあるこどもとその家族がいつまでも地域でいきいきと暮らしていくための社会資源の整備や環境づくり、課題の解決等について協議し、活動します。
こども家庭センター運営事業	地域の関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います。また、こども家庭センターが中核となりネットワークの調整を行います。
青少年育成センター	青少年の健全育成を目的として、学校、地域等と連絡を密にし、補導・見守り活動を実施します。
スクラム作戦(要支援児連携支援体制)	支援を要するこどもの成長について、保護者を含めた保健師、保育士、学校、療育機関、行政機関がスクラムを組んで、連携して困りごとの解消に向け支援し、就学につなぐ本市独自の支援体制を進めています。
相談支援ファイル高梁版の活用	乳幼児期から成人期にまで関係機関から一貫した支援を受けられるよう「わたしの成長の記録『すてっぷ』」の活用を進めます。
子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)	児童虐待の防止や早期発見・早期対応のため、児童相談所、警察、園・学校や医療機関、行政機関などの関係機関と連携し、継続的な支援につないでいます。
DV・虐待防止啓発活動	関係機関と連携して、市民に対して、子どもを守る地域ネットワークの活動や児童虐待についての周知を図り、児童虐待防止のための意識の向上・予防に努めます。
子育て短期支援事業	保護者の疾病や育児疲れ等により一時的にこどもを養育が困難になった場合や、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、児童養護施設で一定期間こどもを預かります。

高梁市子ども家庭センターのご案内



子どもなんでも相談

高梁市子ども家庭センター

のご案内

高梁市子ども未来課・健康づくり課に『高梁市子ども家庭センター』を設置しました。
子育て世代包括支援センター（母子保健）と、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を
一体化し、すべての妊産婦と子ども・保護者を包括的に支援します。

令和6年4月設置

地域のさまざまな関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。子ども家庭センターが中核となり、ネットワークの調整を行います。



子どもなんでも相談窓口

子どものこと、育児のこと・なんでもご相談下さい。

専門の相談員が相談をお受けします。子どものみなさんからも相談を受けています。

例えば・・・

妊娠・出産	子育て	家庭	地域	子ども
<ul style="list-style-type: none"> ・初めての妊娠、出産で不安。 ・なんとなく気分が落ち込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもにどう接していいかわからない。 ・順調に発育しているか心配。 ・まわりに助けてくれる人がいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭のことで悩みがある。 ・経済的なことで相談したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの子どもが夜にひとりで外にいる。 ・家から子どもの泣き声が頻回に聞こえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のことで悩んでいる。 ・家に帰りたくない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: x-small; margin-top: 5px;"> お子さん本人からの相談もお受けします </div>

お問い合わせ 高梁市子ども家庭センター 〒716-8501 高梁市松原通 2043 高梁市役所内
【子ども未来課 子ども相談係 0866-21-0288】
【健康づくり課 おやこの保健係 0866-21-0228】

施策3 こどもの切れ目のない保健・医療の提供

現状と課題

- ◆ 妊婦と胎児や乳幼児の健康管理の充実・向上のため、乳幼児全戸訪問や乳幼児健診、ネウボラ¹による支援体制の構築や、18歳まで医療費が無償となる子ども医療費の助成等により、子どもへの切れ目のない保健・医療が提供される取組を行っています。
- ◆ こども・子育て支援ニーズ調査の結果では、充実してほしい子育て支援として「安心してこどもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が上位となっており、小児医療提供体制の維持・向上が課題となっています。

施策の方向性

①健やかな育ちを守るための支援

- こどもの健やかな成長の確認と病気などの早期発見のため、定期健診の継続的な取組を進めます。出生数の減少により会場を集約する必要がありますが、乳幼児受診率 90%を向上させつつ、未受診世帯に対しては、個別フォローを行います。
- こどもの命と健康を守るため、法定及び法定外の予防接種の接種勧奨を行うとともに、自己負担額の軽減等により接種率の向上に取り組みます。
- 小・中学校では、年間計画に基づき、生涯にわたって心身の健康を保持増進することができるよう、健康教育及び健康診断の充実を図ります。
- 乳幼児期の健診・予防接種などの健康情報の電子化や母子保健情報のデジタル化を進めます。

②成人期に向けた保健対策の充実

- プレコンセプションケア²として思春期学習時に妊娠や性感染症についての健康教育を行います。
- 心の健康づくりや自殺予防のために、自殺のサインに気づき適切な対応をとれる人を養成する講座や健康教室を開催し、精神保健に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

③母子保健と医療・福祉の連携体制の充実

- 市内の産婦人科医、小児科医、歯科医、助産師などの母子支援に関わる関係者と保健師で取組状況等を共有する会議（ネウボラ連絡会）を開催し、妊娠中から切れ目のない子育て支援体制の充実を図ります。
- 支援を必要とする子どもに対し、保護者、保育士、保健師、学校関係者、療育機関、行政機関等関係機関が連携し、こどもの成長・支援を検討する会議を通して、成長過程に応じた支援を行います。

¹ ネウボラ・・・フィンランド語で「アドバイスの場」を意味する言葉。妊娠・出産期から子育て期まで、保健サービスと子育て支援サービスが一体となった、切れ目のないサポート体制のことをいう。

² プレコンセプションケア・・・成育医療等基本方針では、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組」と定義。

④歯科保健の推進

- 幼少期からのむし歯予防のために、家庭でのケアと歯科医院で行うケア（フッ素塗布等）の歯科保健指導の充実を図ります。

⑤小児医療提供体制の維持

- 安心して医療サービスを受けられるよう、新しい取組を研究しつつ、今後も小児科医を含む市内医療機関で勤務する医療従事者の確保に継続して取り組みます。あわせて、適正な医療受診への理解促進に向けて、小児救急電話相談事業（#8000）の利用推進や上手な医療のかかり方の普及啓発に努めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
新生児聴覚検査	生まれつきの聴覚障害を早期に発見し適切な援助を行うために、新生児に対して聴覚検査を実施。出産された医療機関が一定基準を満たす検査契約医療機関の場合は、入院中に新生児聴覚検査券（一部公費負担）で聴覚検査を行います。
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を担当の保健師が訪問し、子育ての様々な相談に応じ、子育て支援に関する情報提供やサービスの紹介をし、就学までサポートします。
乳幼児健康診査	乳児（1か月、3～4か月、9～10か月）、1歳6か月児、2歳6か月児健康診査（内科診察、歯科診察等）を行います。
3歳児健康診査	健康診査（内科診察・歯科診察等）と目の屈折検査、尿検査、目と耳のアンケートを実施します。
予防接種事業	定期及び任意の予防接種の接種勧奨を行います。
母子デジタル化事業	母子健康診査や予防接種の予診、問診等を電子化することで、予診票等の記入や受付・受診時間の短縮、データ連携の迅速化等を図り、保護者・医療機関等の負担を軽減します。
精神保健事業	こころの健康づくりや自殺予防のため、研修会等啓発事業の実施や、精神障害者の家族や当事者の個別支援に取り組みます。
すこやかプラン 21 推進事業	市の健康増進計画「高梁市すこやかプラン 21」に定める9つの重点項目に取り組み、市民の健康増進を図ります。
のびのび親子教室 （要観察児教室）	1～3歳までの発達について心配がある子どもと保護者を対象に、遊びを通してコミュニケーションや関わりを学びます。
発達相談総合検診	こどもの発達について、専門の職員がこどもの様子の観察や保護者から日常の様子を聞き取り、育児や日常生活での子どもへの関わり方のアドバイスをします。
ネウボラ連絡会	子育てに係る専門職（産婦人科医・小児科医・歯科医・助産師等）が妊産婦やこどもの成長・発達に関する地域の課題、子育て支援体制について協議・検討します。
スクラム会議	要支援児の成長について、保護者、保健師、保育士、学校関係者、療育機関、行政機関などを交えた会議を開催し、必要な支援を計画的に実施します。
RDテスト	1歳6か月児とその保護者を対象に唾液から虫歯菌の数を調べる検査を行います。
歯科保健指導・フッ素塗布無料券	1歳6か月～3歳までの子どもを対象とし、市内の指定医療機関において、1回無料でフッ素塗布を行います。
小児救急電話相談事業 （#8000）の利用促進	夜間・休日の小児医療の相談に対して、県が実施する小児救急電話相談事業の周知を図ります。
未熟児養育医療制度	医師が入院療育を必要と認めた未熟児に対し、入院療育に係る必要な医療費の給付を行います。

基本目標2 こども・若者の自立と社会参加のための環境づくり

誕生～乳幼児期

施策4 こどもの成長と遊びの充実

現状と課題

- ◆ こども・子育て支援ニーズ調査によると、令和元年度に実施した調査と比べ、共働き世帯が増加しており、保育ニーズの変化に対応することが課題となっています。
- ◆ 保育需要の増加に対応するため、保育量の確保や幼保一体化、発達段階に応じた就学前教育・保育事業が必要とされています。また、就学前教育・保育と小学校教育の連携により、小学校への円滑な接続が必要です。
- ◆ 様々な家庭環境のこどもや特に配慮が必要なこどもなども含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく必要があります。

施策の方向性

①教育・保育サービスの充実

- 就学前教育・保育施設において、出産・子育て応援事業（おむつ等支援事業）の実施や、保育ニーズの変化に対応するため利用要件の追加・緩和などの充実を図ります。

②幼児教育・保育の質の向上

- 年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境を整えるため、「高梁市就学前教育センター」を拠点として関係機関等と連携を図りながら、教育・保育に携わる人材の資質向上に向けた研修の充実に取り組み、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育を充実させます。
- 適正規模での就学前教育・保育を推進し、一定水準の教育・保育を確保します。

③多様な保育の充実

- 就学前教育・保育の充実及び乳児保育・延長保育、一時預かり、病後児保育、医療的ケア児の支援、乳幼児等通園支援事業などの充実を図ります。
- 特に配慮が必要なこどもについて、職員の知識・技術の向上を図りつつ、加配職員の配置や専門機関との連携により、一人一人の個性を尊重するなど多様性を認める就学前教育・保育を推進します。

④小1 プロブレムへの継続的対応

- 「高梁市就学前教育・保育ビジョン」に基づいて、多様な体験活動を充実させるとともに、架け橋プログラムを通して、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。
- 学童保育は、こどもの生活の連続性を保障するため、情報交換や情報共有によって、学校との連携を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
出産・子育て応援事業 (おむつ等支援事業)	教育・保育施設で使用する紙おむつとおしりふきを無償提供します。また、1・2歳児の未就園児に対し、おむつ代相当額を支援します。
保育園・こども園入園要件緩和事業	「妊娠・出産」における保育園・こども園への入園要件について、市独自の取組として「産後補助」を入園要件に加え、産後8週間から満1歳までの間、出生児の兄姉の受入れを行います。
私立園への助成	私立園に対して、保育補助者配置や保育士処遇の助成を行います。
教育・保育の質の向上	就学前教育アドバイザーを配置し、市内の私立園や関係機関とも連携しながら、系統的な職員研修を実施します。
保育士等処遇改善事業	保育の担い手である保育士確保のため、その処遇改善に取り組む保育園に対して補助金を交付し、保育士の処遇改善に努めます。
保育士奨学金返還支援事業	市内の就学前施設に勤務する保育士等に対し、奨学金返還金の一部を助成します。
給食の提供と延長保育	市内の全ての幼稚園・保育園・こども園で、給食の提供を行い、また、全ての保育園・こども園で延長保育を行います。
乳児等通園支援事業	就労要件を問わず時間帯等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業の令和8年度本格実施を見据えた試行的事業を行います。
病後児保育	保護者の就労等により、家庭での保育が困難な病後の児童を一時的に保育します。病児保育については岡山県病児保育事業実施施設の相互利用に関する協定に基づき、該当施設を利用できます。



施策5 生きる力を養う教育

現状と課題

- ◆ 学校教育を通じて、これからの新しい時代を生き抜くため、基本的な生きる力の醸成を支援しています。配置基準や各校の実態に応じて、小学校に非常勤講師などの配置や外国語指導助手の活用を進め、各課題に応じたきめ細やかな学習指導の充実を図り、良好な教育環境の維持につながっています。
- ◆ 発達段階に応じた多様な経験を通じ、「やりたいこと」や「なりたい自分」を見つけられるよう、自らの興味・関心や得意分野を見つける機会を設ける必要があります。
- ◆ 思春期ふれあい教室などを通じた思春期のこどものライフデザインを描ける機会や社会的責任に対する意識の向上を図る取組が必要です。

施策の方向性

①新しい時代を生き抜く力の育成

- 「学力向上推進事業」「主体的な学びの基盤づくり事業」を推進し、確かな学力の育成を図ります。
- 「ICT支援員配置事業」により校内のICT環境を整備するとともに、教職員のICT活用スキルの向上を図ります。ICTを積極的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを進めます。

②特別支援教育の推進

- 研修会の実施や特別支援教育支援員の配置により、校内支援体制の充実を図り、こどもたちが安心して学ぶことのできる環境を整えます。

③親準備教育・キャリア教育の実施

- 乳幼児とのふれあい等を通して「命の大切さ」「親子の絆」「自分の成長の振り返り」「将来親になるイメージ等」を学ぶなど、結婚や子育てに対するライフデザインが描ける機会を提供します。
- 地元企業と連携し、こどもたちに職業体験の機会を提供することで、仕事や勉強の意味を考え、社会的責任に対する意識の向上を図るなどキャリア教育を行うよう努めます。

④たくましく、心やさしいこどもの育成

- 特別の教科「道徳」を通じて、思いやりや命を大切に作る心を養い、また、主体的な読書活動を通じて心豊かなこどもを育むよう努めます。
- 情報モラルアプリを活用し、デジタル・シティズンシップ¹の育成を図ります。
- 郷土の偉人「山田方谷」を取り上げるなど、ふるさと学習を充実させることで、高梁の歴史・文化など郷土への愛着を深めます。
- 産業・観光・教育・歴史などの郷土の魅力を様々な体験活動を通じて、郷土に誇りと愛着を持つこどもたちを育みます。

¹デジタル・シティズンシップ・・・デジタル技術を正しく活用して社会に参加する能力や、責任を持って行動する能力のこと。

⑤多様な体験を取り入れた学習の展開

- 国内のトップアスリート等による授業や交流体験の実施に取り組みます。
- 地域での職場体験活動や食に関する指導を充実します。
- 学校以外の場でも栄養委員等地域のボランティア組織による伝統的食文化や地域の特色を活かした食育の普及を推進します。

⑥体力・運動習慣づくりの推進

- スポーツ団体との連携により、各種教室・大会の実施やニュースポーツの振興などこどもたちが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、スポーツに親しむことができる生涯スポーツを推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
学力向上推進事業	児童生徒の学力向上を図るため、研究校を指定し、研究実践を行います。
主体的な学びの基盤づくり事業	学習内容の確実な定着と学力向上のため、朝学習や休憩時間等に補充的な学習を実施します。
ICT 支援員配置事業	学校における ICT 環境を整備し、授業における ICT 活用のサポートを行うための支援員を配置します。
クラスサポート事業	落ち着いた学級で児童生徒が学習に取り組み、学校生活全般の意欲が向上できるよう、学級担任などの補助が必要な学級に支援員を配置します。
学級編成の弾力化	こども一人一人にきめ細やかな指導をするため、市独自の学級編制（小学校 30 人以下、中学校 35 人以下）を実施します。
思春期ふれあい教室	中学 3 年生を対象に妊娠・出産に関する知識の習得や乳幼児とのふれあいなどを通して、思春期のこどもが将来にわたり生命の尊さの理解や親性を持てるよう育成します。
地域職場体験の推進	高梁未来学の一環として中学校第 2 学年では職場での体験を通じて働く意義ややりがいを実感するとともに、設定された課題を体験の中で探求する「高梁ジョブ・リサーチ」に取り組みます。また、地元企業と連携し、こどもたちの可能性や夢を広げるため、体験や見学などの機会を提供します。
生涯スポーツの推進	スポーツ団体との連携により、各種教室・大会の実施やニュースポーツの振興などスポーツに親しむことができる生涯スポーツを推進するとともに、関係団体の活動・組織の強化を図ります。
ふるさと学習の推進	高梁の歴史・伝統文化、山田方谷を始め、郷土の偉人を深く知ることで郷土愛を育てるとともに、高梁の自然や観光資源、産業等をさらに発展させていくために、自ら課題を発見し、進んで解決しようとする心や姿勢を育てます。
特別支援教育推進事業	特別支援教育支援員を適正に配置し、各校園における個に応じた支援を充実させます。
こども読書活動	こどもの読書活動に関わる全ての人（市・図書館・家庭・学校園・民間団体等）が連携し、各種取組の充実と促進を図ります。
学校給食地産地消の推進	農業施策・福祉施策と連携した地産地消の取組を進め、安心・安全な給食を提供するとともに、食育の推進に取り組みます。

施策6 こどもが安心して学び、安全に過ごすための環境

現状と課題

- ◆ 地域のつながりの希薄化は、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会の減少や、さらに共働き家庭やひとり親家庭の増加と相まって、家庭における子育ての孤立化が懸念されています。
- ◆ 保護者が労働などにより昼間家庭にいないこどもが過ごす学童保育は、放課後の遊びと生活の場であるため、安定的な運営の確保が必要です。また、特に配慮が必要なこどもへの支援も必要となっています。
- ◆ いじめや不登校などの問題に対して、早期発見・早期対応による安心で安全な学校づくりが求められています。
- ◆ 学校施設の老朽化が進む中で、児童・生徒数の減少に合わせた施設規模の縮小や教育環境の質的改善を考慮しながら改修・建替え等を行いつつ、コストの縮減と平準化を図ることが重要となっています。

施策の方向性

①こどもの居場所形成

- 放課後や長期休業期間中にこどもたちが安全に過ごし、それぞれの状況に応じて主体的に活動できる場所を充実させるとともに、地域における居場所づくりや支え合いの活動を支援します。
- 学童保育については、安定的な運営を確保するため、一部の学童保育について民間事業者への委託を実施し、人材確保や保育サービスの向上を図ります。また、民間事業者と連携した研修会等を実施し、地元運営委員会による学童保育も含め市内全体の支援員の資質向上を図り、きめ細やかな対応に努めます。
- 小学校の再編に伴う学童保育については、再編先での学童保育利用を基本とします。地域の実情等によっては、保護者や地域等の関係者と協議・調整を行い放課後の居場所づくりに努めます。
- 新たにこどもの居場所を増やすため、食事の提供や学習支援等を行うこども食堂の運営費への支援や、担い手の発掘・育成を図ります。
- 就学している障害児に対し、放課後や長期休業期間中に生活能力向上のための訓練などを行う放課後等デイサービスの充実と質の向上に取り組みます。
- 地域と学校の連携推進を目的とした「地域学校協働本部」を設置し、多世代交流を推進するとともに地域全体でこどもを育てる気運を醸成します。また、関係機関との円滑な連携ができるよう、地域学校協働推進員の研修機会などの充実に努めます。

②いじめや不登校等、問題行動の早期発見・早期対応

- 学校生活における調査や青少年育成センターの活動等を通して、いじめや不登校などの問題の芽を早期に発見し、その対応や不登校解消への支援に取り組む体制をつくります。

③適応指導、教育相談の実施

- 不登校及び不登校傾向にある児童生徒の学校復帰を支援するため、「やすらぎ教室」を運営します。また、教室内に教育支援ネットワーク室を併設し、保護者の相談窓口として、子育てに関する心配事、悩みの相談に応じます。

④特色ある学校づくり

- コミュニティ・スクールにより、地域の学校への参画や地域と協働して実施する教育活動を促進し、活力ある学校づくりや学校を核とした地域の活性化を推進します。
- 地域をよく知る高齢者などの人材や地域の特色ある素材を生かし、多様な教育活動・体験活動を推進します。

⑤充実した教育環境の整備

- 少子化に伴う児童・生徒数の減少に合わせた施設規模の縮小や教育環境の質的改善を考慮しながら改修・建替え等を行い、要するコストの縮減と平準化を図りつつ、こどもたちが充実した環境で意欲的に学ぶことができるよう施設・設備整備を推進します。
- 教育・保育職員の処遇改善に取り組み、ニーズ量に見合う優秀な人材の確保を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
いじめ防止対策推進事業	連絡協議会において、いじめの未然防止に係る対策等について協議し、取組の方向性について共通理解を図ります。
適応指導推進事業	不登校児童生徒を対象とした、教育相談や学習支援の適応指導教室を運営しています。
学校ふれあい促進事業	不登校等の生徒指導上の諸問題について、臨床心理士等、心の専門家からコンサルテーション（相談やアドバイス）を受ける機会を提供します。
青少年育成センター事業	青少年の健全育成を目的として、学校、地域等と連絡を密にし、補導・見守り活動を実施します。
放課後子ども教室	学校施設や公民館等を活用し、放課後子ども教室を実施しこどもの居場所づくりを図ります。
放課後等デイサービス	学齢期の障害のあるこどもに対して、放課後や夏休み等の長期休業期間中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
地域学校協働推進事業	地域学校協働本部を設置し、地域と学校の円滑な連携の支援を行い地域全体でこどもを育てる気運を醸成します。
特色ある学校づくり事業	地域を良く知る高齢者等の人材や地域の特色ある素材を生かした多様な教育活動・体験活動を積極的に進め、特色ある学校づくりを進めます。
児童館管理運営事業	18歳未満のこどもを対象とした地域における遊びや生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し情操を豊かにするため、施設の管理運営等を行います。
放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。
子ども食堂運営事業補助金	食事の提供、学習支援、地域との交流及び地域のこどもの居場所づくりを推進する子ども食堂の運営費の一部を補助します。
学校施設改修事業	こどもたちが安心して学び安全に生活できる場として、学校施設の長寿命化を実施するとともに、設備等も合わせた質的改善に取り組みます。

施策7 若者の多様な未来を保障するための取組

現状と課題

- ◆ 若者・少子化対策意識調査では、今後の進学意向について、「大学まで」との回答が 57.0%と最も高く、大学までの進学を希望する学生が多い結果となっています。
- ◆ 市内には大学があることから、地域課題の解決、持続的な発展のための地域戦略の方策として、産学官民等の連携強化が重要であり、恒常的に対話し、連携を行うための体制が求められています。
- ◆ 市内の雇用環境では、一部業種に生産年齢人口の減少で恒常的に人材不足が生じており、さらに、地元からの優秀な人材を求めている市内企業と新規学卒者の間で、企業側の情報が不足しているなどの理由により、求人と求職にミスマッチが生じています。
- ◆ 若者・少子化対策意識調査及び岡山県が実施した結婚、出産、子育てに関する県民意識調査報告書では、結婚や子育てに関して所得の不安など経済的な事情が影響し、希望が叶えられないという結果が多く、経済的負担を軽減する取組が必要となっています。

施策の方向性

①大学等への進学支援と人材育成

- 若者が、家庭の状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、進学支援を実施します。
- 大学等に進学した若者が地域と連携したフィールドワークを行うことにより、地域の歴史や文化、人々の生活等について理解を深めるとともに、地域社会の現状を理解し、地域の課題解決に向け、積極的に取り組み、実践的な専門の知識と技術を身につけた人材となるように、大学等と連携を図ります。
- 市内の高校では、それぞれ地域とも連携しながら特色ある教育活動を進めています。市としては、教育体制の継続を図るとともに高校の魅力づくりに取り組み、市内外の生徒が学びたい高校となるよう応援し、地域や社会の未来を担う人材育成を図ります。

②地域での就職支援

- 引き続き効果的な企業誘致の推進に努めつつ、地域の人材や資源を活かしながら産業の振興を図るため、新たな地域産業の創出に努めます。
- 学生や若者には、市内企業を直接見学する機会や企業の魅力を発信する広報を強化することにより、市内企業の理解を深め、市内定住や早期離職の防止を図ります。
- 人材不足が生じている業種については、若者の離職防止対策や労働環境整備についてハローワーク等関係機関と連携し、支援の充実を図ります。
- 短時間バイトを紹介するサービス等と連携を図り、人材不足の解消と、仕事を通じた人との出会いや自身のキャリア形成など、若者が将来像を描ける機会づくりに取り組みます。

③地域への愛着形成と若者の出会い・結婚・子育てへの応援

- シビックプライドの醸成や本市のブランドイメージを高めるため、シティプロモーションを推進します。
- 結婚を希望する人々の出会いイベントや、異業種交流など若者の自然な交流や出会いを促していく企画、また県が提供する「おかやま縁むすびネット」などのオンライン結婚支援システムの利用を促進し、様々な出会いの機会を提供します。また、出会いから交際・成婚までトータルサポートを受けられる伴走型支援にも取り組みます。
- 結婚に伴う新生活のスタートアップ支援も重要であり、新婚世帯向けの経済的支援や生活に必要な情報提供など、結婚後の生活が円滑にスタートできるようサポートし、結婚への不安を軽減します。
- 若者・子育て世帯等が安心して生活できる住環境を整備するため、民間事業者等が子育て世帯向け賃貸住宅を建設するための支援等を行います。
- 結婚や子育てしやすい環境となるよう、ライフイベントに応じた切れ目のない支援（後述施策8～12）に取り組み、また、子育て支援施策について、市内外での認知度を高めるため情報発信の強化を図ります。

④ひきこもりの若者やその家族への支援

- ひきこもり状態にある者(概ね6か月以上社会から孤立している状態にある者をいう。)の自立支援を推進するため、ひきこもり状態にある者及びその家族に対する支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
未来人材育成基金事業	企業版ふるさと納税を活用し、大学などの在学時に借り入れた奨学金の返還を支援することで、若者の市内居住を促進します。
県立高校魅力化事業	市内における高等学校の魅力化と教育体制の継続による地方創生を実現するため、高校魅力化に関する事業を実施します。
企業情報説明事業	市内新規学卒者の市内就職を推進するため、就職面接会の開催や企業情報を提供する機会提供を推進します。
市内企業見学バスツアー事業	学生に市内企業を見学してもらい、就職活動前に市内企業に興味を持ってもらうことで、市内企業への就職につなげます。
雇用確保支援事業	市内企業による求人広告、就職マッチングサイトを利用した求人活動、従業員の資格取得を支援することで、雇用のミスマッチの解消を図ります。
シティプロモーション推進事業	本市のブランドイメージと認知度を高め、交流・関係人口の拡大や移住・定住の推進につなげます。
まちづくり結婚推進事業	独身男女の出会いイベントの開催や、県の「おかやま縁むすびネット」への登録促進を図ります。また成婚に至るまでのアドバイスなど、専門カウンセラーが全面的にバックアップする伴走型支援も実施します。
新婚さんスタートアップ補助事業	結婚に伴う新生活のスタートアップに係る引越し、家賃、住宅改修、購入費用の一部に対し補助金を交付します。
子育て世帯向け賃貸住宅建設促進事業	市内において民間事業者等が世帯向け賃貸共同住宅を建設する際、建設費の一部に対し補助金を交付します。
高梁市ひきこもりサポート事業	高梁市ひきこもりサポート事業を専門機関に委託して実施するほか、関係機関と連携しながらひきこもり支援を行います。

基本目標3 安心して子育てができる地域社会づくり

子育て当事者への支援

施策8 母子ともに健康に育つための制度づくり

現状と課題

- ◆ 安全な妊娠や出産のための妊娠期及び産前産後の健診の費用を助成しています。
- ◆ 市内に分娩施設がないため、安心して妊娠・出産ができる環境を整備することが求められています。
- ◆ 県の結婚、出産、子育てに関する県民意識調査結果から子育てに関する不安感・負担感が他市町村に比べ高い結果となっています。
- ◆ フルタイム・長時間のパートタイムで働く母親が増えたことにより、年々若い世代の健診受診者が減少しています。働く母親に対して、健診機会を持ってもらうことが課題となっています。

施策の方向性

①母子保健事業体制の整備

- 妊娠前の段階、妊婦の段階などそれぞれのステージに応じて、相談事業の周知徹底を図るとともに、悩みや不安に応えられる公的な支援のあり方を検討し、保護者が子育てを楽しみと思える環境を整備します。
- 安心して妊娠・出産ができる環境を整えるため、出産予定日や母体の状況などの情報を事前に登録することで、緊急時に救急車を利用できる体制を整備するとともに、妊婦が出産する前に分娩施設周辺の宿泊施設に待機する宿泊費用を助成します。
- 乳幼児健診会場で、乳がん・子宮頸がん検診の受診勧奨を継続して行います。
- 産後の不安感・負担感を和らげるため、母子が医療機関や助産院で母乳ケアや育児相談などのサービスが受けられる産後ケアの充実を図ります。

②妊娠・出産のための相談体制の充実

- 妊婦への健診体制は現状で継続します。妊婦や子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援として妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後に面談を行い相談支援の充実を図るとともに経済的支援を一体として実施します。
- 乳幼児健診などを通じてこどもの成長発達の状況をきめ細かに見ていくとともに、養育やこどもの発達に課題を抱える世帯については、こども家庭センターによるサポートプランを作成し、保護者、関係機関とも連携し支援します。

③妊娠前の経済的支援

- 不妊に悩む人への支援として、不妊治療・不育治療費の助成を継続します。
- 妊娠確定のための公的医療保険が適用されない自由診療の費用を一部助成し、妊娠までの経済的支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
プレママ（妊婦）教室	プレママ・プレパパを対象に妊娠中の健康や出産準備等についての教室を保健センター等で実施します。
ママ・サポート119 （妊婦事前登録制度）	妊婦情報（出産予定日や母体の状況など）を事前に登録し、急な体調不良や陣痛の際に円滑に分娩医療機関等へ救急搬送します。
出産サポート宿泊費支援事業	遠方の分娩施設で出産する妊婦に対し、安心して出産ができるよう、分娩施設周辺の宿泊施設の宿泊費の一部を助成します。
妊婦健康診査	妊婦一般健康診査のうち、国が定める検査項目が無料となる受診券を14回分交付します。（多胎妊娠の場合は、無料となる受診券を5回分追加交付します。）
産後ママ安心ケア事業	出産後の一定期間、母乳や育児等に不安を抱える母が、医療機関や助産院で母乳や育児の相談や、母子に対して心身のケアやサポート等を受ける際の利用料金の一部を助成します。
妊婦のための支援給付事業	妊婦に伴走型相談支援を行うとともに妊娠時に5万円、出産後に10万円を給付し、経済的支援を実施します。第3子以降の場合は、給付額を上乗せし、出産後は15万円の給付を行います。
健康診査事業	妊娠中の健康状態や赤ちゃんの発育の確認、こどもの健康状態、成長発達、育児状況を確認するため、妊婦や乳幼児健診を行います。
妊婦歯科健診	妊娠中の歯科健診が1回無料となる受診券を交付します。
風しん予防接種費用助成事業	妊娠を希望される女性とその配偶者、妊娠中の女性の配偶者に対し、風疹抗体が低い場合、事後申請により予防接種費用を助成します。
不妊症・不育症対策支援事業	医療機関に支払った不妊治療や不育治療の費用のうち、一部を助成します。
妊婦初回産科受診費用助成事業	妊娠が確定し、妊婦健診無料券をもらうまでの自由診療にかかった費用を助成します。



施策9 家庭での子育てを応援するための取組

現状と課題

- ◆ 家庭は、こどもたちの健やかな育ちの基盤です。一方、地域とのつながりの希薄化や保護者が身近な人から子育てを学び、助け合う機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化しており、地域と家庭の教育力の低下が懸念されています。
- ◆ 共働き家庭の増加等による不定期な保育ニーズに対応するため、就学前教育・保育及び延長保育、一時預かり、病後児保育、ファミリー・サポート・センターでの会員相互の支援、地区担当保健師による相談支援事業等の継続や充実が必要となっています。

施策の方向性

①子育て世帯への支援

- 子育て支援センターは、楽しく子育てができるよう子育てに係る相談及び保育情報の提供や子育て家庭の交流の機会を提供します。また、令和7年度からは、気軽に親子が集える場を整備し、交流事業などの充実を図ります。
- 就学前教育・保育の充実及び延長保育、一時預かり、病後児保育を継続します。不定期な保育ニーズに対応するため、子育てファミリーサポート事業の提供会員数を増やすよう努めます。
- 令和6年度から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を試行し、令和8年度から本格実施予定です。利用促進を図るため、体制整備に努めます。
- 子育てに対する不安感を和らげるため、一時預かり事業や子育て支援センターなどの子育て支援事業について、若年層を含めた子育て前の世代へも幅広く周知を図ります。

②家庭教育への支援

- 令和6年4月に「高梁市こども家庭センター」を設置し、「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応を行います。
- 子育ての悩みや不安の解消を目的に保護者が主体的に気づきや学び合いができる機会を提供し、家庭教育力の向上に努めます。

③保護者に対する子育てスキルの教育

- 出産に必要な手続きや赤ちゃんを迎える準備などの相談に助産師・保健師が応じ、更衣やおむつ交換の体験ができるプレママ教室や、ファミリーサポーター研修会等を通して、家庭教育力の向上を図ります。

④子育て相談体制の充実

- 保健師による電話、LINEなどのSNSを活用した相談等、相談体制の充実を図るとともに、相談内容の多様化、複雑化に対応した場、手段・手法の充実と人材の確保を図ります。特に、外国人妊婦・特定妊婦やハイリスク妊婦等に対しては、関係する部署等と連携しながら支援の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
子育て支援センター	乳幼児親子や妊婦さんが気軽に集い、親子同士の交流や子育てに関する情報の提供、子育てに関する相談対応などを行います。
延長保育 (時間外保育事業)	保育時間の延長の需要に対応するため、延長保育を実施します。
病後児保育事業	保護者が就労のため自宅での保育が困難な場合、回復期にあるこどもを一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。
子育てファミリーサポート事業	一時的にこどもを預かるなど育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)が会員登録して、有償で援助活動を行います。
家庭教育支援講座	子育ての困りごとや生活をテーマに講座を開設します。
子育て応援チケット交付事業	育児に伴う保護者の身体的、心理的負担及び経済的負担の軽減を図るため、子育て支援サービス6事業を1回分無料(一部自己負担あり)で利用できるチケットを交付します。
こども家庭センター	保護者の子育て相談やこども本人からの相談にも応じます。地域の様々な関係機関と連携し、妊娠から出産・子育てにわたり切れ目のない支援を行います。
親育ち応援学習プログラム	保護者を対象として、家庭教育力の向上を目的とした学習機会の提供を行います。

施策10 子育てに係る経済的負担の軽減

現状と課題

- ◆ こどもの生活実態調査では、暮らしの状況について、調査対象となった小学5年生、中学2年生がいる世帯のどちらも「苦しい」「大変苦しい」との回答が約3割となっています。
- ◆ 子育てをしている保護者やひとり親家庭に対して、経済的な負担を軽減しています。18歳までの子ども医療費の助成や、ひとり親家庭に資格を取得するための支援金の支給、高校生のバス通学費補助、また、経済的な負担が特に大きい多子世帯への経済的支援も行っています。今後、国の施策や動向、現施策の効果や予算の制約等を勘案しながら市民のニーズにあった施策が必要となっています。

施策の方向性

①経済的支援の充実

- こどもの健康の保持・増進を図り、子育て支援に寄与するため、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの医療費が原則無料となる子ども医療費の給付を行います。
- 次世代を担うこどもの健やかな育ちを支援するため児童手当を支給するとともに、幼児教育・保育の無償化に係る取組、県独自で実施する3歳児未満児の第3子以降の保育料の無償化又は軽減措置の拡大に取り組むなど、国や県と連携し、円滑な事業実施に努め、子育て世帯の経済的な負担感を軽減します。
- ベビーファースト運動やこどもまんなか応援サポーター宣言に基づいた取組を継続的に実施し、多子世帯への子育てに係る経済的な負担軽減を図ります。また、新たな施策についても検討する必要があります。
- 高等学校等に通学する生徒の保護者負担を軽減するため、市内在住者のバス定期券購入の補助を継続します。また、令和7年度からは現在の補助制度に加え、JR等の鉄道を利用して通う生徒の保護者に対して補助を拡充します。

②ひとり親家庭への支援

- 母子・父子自立支援員の資質向上を図り、ひとり親の抱えている問題に対し、その解決に必要な助言や情報提供を行います。
- 児童扶養手当の支給等、ひとり親家庭及び寡婦が自立できるよう経済的支援を進めるとともに、離婚後のこどもの養育に不可欠となる養育費が確実に確保されるよう養育費の取決め等に係る費用を支援します。
- ひとり親家庭及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るため、ハローワークと連携した就業支援や、働くひとり親を支えるための子育てサービスによる負担軽減等を検討します。

【主な事業】

事業名	事業概要
医療費の負担軽減	子ども医療費により18歳まで無償化、ひとり親家庭への医療費の助成により、子育てにおける経済的な支援を図ります。
児童手当の支給	高校生年代までの児童の養育者に対し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給します。
児童扶養手当の支給	高校生年代までの児童を養育するひとり親で所得要件など一定の条件を満たす家庭に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給します。
高校生バス路線等支援事業	バスを利用して通学する高校生の保護者に対して、バス定期購入費の一部に対し補助金を交付します。
高等学校生徒鉄道通学費補助事業	鉄道を利用して通学する高校生の保護者に対して、鉄道定期購入費の一部に対し補助金を交付します。
保育料の減免制度	保育園や認定こども園を利用する3歳未満児の保育料について、第2子は半額、第3子以降は無料とし、またひとり親家庭の軽減措置なども実施することにより、保護者の経済的負担軽減を図ります。
学童保育の保護者負担金減免制度	保護者がひとり親・重度障害者世帯等であり低所得の場合や、兄弟姉妹が同時に入所する場合に、保護者負担金の減免制度により経済的負担軽減を図ります。
ベビーファースト運動関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ・出産・子育て応援事業（おむつ等支援事業）による1・2歳児の保護者に対しおむつ等（代金）の支援を行います。 ・妊婦のための支援給付金事業として、妊産婦に伴走型相談支援を行うとともに妊娠時に5万円、出産後に10万円を給付し、経済的支援を行います。第3子以降の場合は、給付額を上乗せし、出産後の給付を15万円にします。 ・出生時に3歳の年度末まで使用できる子育て応援チケットを配布し、子育て支援サービス6事業を1回分無料（一部自己負担あり）で利用できるチケットを交付します。
多子世帯いきいき子育て応援金事業	市内に住所を有する第3子以降の児童の保護者に対し、小中学校への入学時に5万円の入学祝い金を支給します。
多子世帯インフルエンザワクチン接種費用助成事業	市内に住所を有する第3子以降の子で、1歳から18歳までの子のインフルエンザ予防接種費用を助成します。
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子・父子家庭において、就労する際に有利で生活安定につながる資格を取得するため1年以上養成機関に通う場合に支援金などを支給します。
養育費確保支援事業	養育費の受給の促進を図るため、弁護士事務所等を利用して養育費の請求等を行うひとり親家庭の親に対し、養育費公正証書等作成費用補助金等を交付します。

施策 11 男女ともに仕事と子育てが両立できるための支援

現状と課題

- ◆ 子育てする保護者が仕事と両立できるよう子育て応援をする企業に対し支援を行っています。企業向けに「パパ・ママ・子育て応援企業」の登録を促し、働きながら私生活も充実できる職場環境の整備や男性の育児休業の定着を図っています。
- ◆ 令和5年5月に岡山県が実施した「県内企業の子育て支援に関する調査」において、男性の育児休業取得率 80%以上の割合が、本市は県下でトップの結果となっています。
- ◆ さらなる育児休業制度の浸透を始めとして、育児負担が女性に集中している現状を変えること、家庭において仕事と生活を両立できる社会環境を整えることが引き続き重要な課題となっています。

施策の方向性

①ワーク・ライフ・バランスの推進

- 企業に対して、パパ・ママ・子育て応援企業への登録を促し、働きながらも子育てがしやすい環境づくりの要請やそのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組を進め、子育てをしながら就労している人が家族との時間を大切にできる職場環境づくりを推進します。

②出産・育児がしやすい職場環境の整備

- 「育児休業制度」を母親、父親ともに利用できるよう、育児休業制度の定着等社会全体で支える環境整備を進めます。特に、父親に対する仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できる環境整備を推進します。
- こどもまんなか応援サポーター宣言に基づき、市役所職員の育児休業取得 100%を目指し、その取組を市内企業に向けて周知します。

③父親の育児参加の促進

- こどもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるよう、家庭や地域、学校教育などを通じて、男女共同参画に関する理解の促進に向けた取組を進めます。
- 父親が子育てに関わるきっかけとなるイベントや講座を設け、今後とも、企業などの協力の下、父親の育児参加を促進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
パパ・ママ・子育て応援企業登録事業	子育てを積極的に応援する企業を、「パパ・ママ・子育て応援企業」に登録し、市内外に広く紹介します。
パパ・ママ・子育て応援企業奨励金事業	パパ・ママ・子育て応援企業として登録し、男性育児休業取得や研修会の開催などの取組に対し、奨励金を交付します。
こどもまんなか応援サポーター宣言	こども家庭庁が推進する「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として活動していくことを高梁市として宣言しています。こどもまんなかの取組の発信や参加を呼びかけ、子育てにやさしい社会的気運の醸成を図ります。
男女共同参画社会啓発講演会	講演会を実施し、男女共同参画意識を高める学習機会を確保し、家庭・地域における意識の高揚を図ります。
プレパパ・プレママ&パパ・ママ講座	吉備国際大学と連携し、子育ての不安や悩みの解決に向けた講座を開催します。
子育て支援センターの土曜日開所	平日利用できない保護者なども利用しやすいように、定期的に子育て支援センターの土曜日開所をします。



基本目標4 地域の見守りで支えるこどもたちの未来

子育てにやさしい社会づくり

施策12 地域で支える子育て

現状と課題

- ◆ こどもは父母などの養育者が子育ての第一義的責任を有するという基本的な認識の下、地域、企業を始めとする様々な主体が子育てに協力し、応援する気運を高め、子育てにやさしい社会づくりが必要です。
- ◆ 学校、市、ボランティア等関係機関・団体と連携し、地域での青少年健全育成活動を推進し、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりが求められています。
- ◆ こども・子育て支援ニーズ調査では、子育て支援事業の具体的な支援内容の要望について、「公園など子どもと遊べる場所がほしい」との回答が68.2%と最も高く、第3位が「子どもと一緒にたのしめるイベントを増やしてほしい」(54.8%)となっており、こどもの遊び場やイベントへのニーズが高まっています。

施策の方向性

①ボランティアの推進

- 子育てファミリーサポート事業や放課後子ども教室等、こどもに関わるボランティアや関係団体等と家庭、地域、学校などの連携強化を図るとともに、人材の確保や養成を図ります。

②多世代交流による子育て

- あらゆる世代が交流できる場を設け、多世代交流による子育てにやさしいまちづくりを推進します。

③地域全体での子育て

- ベビーファースト運動やこどもまんなか応援サポーター宣言の推進による、地域社会全体で子育てをする気運の醸成を図ります。
- 地域で活動している子育て支援団体や企業、公民館などの連携を強化し、地域全体で子育てを支援する取組を推進します。
- 大学等有する専門知識などを活用して行う「子育てカレッジ」において、学・民・官の協働による地域ぐるみの子育てを支援します。
- 民生委員児童委員（主任児童委員）、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するボランティアなど、地域の子育て支援組織の育成を図ります。

④子育てがしやすいまちづくり

- 交通安全施設の整備や、防犯カメラ・防犯灯設置等、防犯に係る取組を積極的に行う町内会等に対する支援を実施し、こどもが安心して過ごせる環境整備に努めます。
- 小さなこどもたちが気軽に遊べるような遊具や充実した読書環境の整備、Wi-Fi 環境の構築など、多世代が集い・学び・交流できる環境づくりに取り組みます。
- こどもが安心してのびのびと遊べる公園整備や改修について、適地選定と財源確保に向けて検討します。
- こどもや子育て中の方々が安心して外出できるよう、授乳室や子育て優先駐車場などの環境整備に努め、デジタル技術を活用した「書かない窓口」を推進することで、子育て世代の負担軽減と利便性の向上を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
子育てファミリーサポート事業	一時的にこどもを預かるなど育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)が会員登録して、有償で援助活動を行います。
吉備国際大学たかはし子育てカレッジ	大学の知的資源を活用して、学・民・官協働で子育て支援に取り組みます。
愛育委員活動	地域で健康づくりに取り組むボランティアで、母子保健に重点をおきながら、成人(老人)保健や地域での健康課題に取り組みます。
栄養委員活動	赤ちゃんから高齢者までの食を通じた健康づくり活動を実施。乳児健診では、生活リズムについての指導協力、地域でのこども料理教室では適正な食習慣の育成を支援します。
母親クラブ活動	こどもたちの健全育成を願って、会員相互の協力により健康で明るい健康づくりを目的として親子及び世代間の親睦を深める行事等を実施します。
親子で遊べる教室	親子での遊びを通じてこどもの成長発達を促していく教室を開催します。
地域子育て創生事業	こどもたちの可能性や夢を広げるため、体験や見学などの機会を提供します。
町内会支援事業	街頭犯罪の抑止や地域防犯活動の支援を目的として、防犯カメラ・防犯灯の設置を行う町内会を支援します。
子育て応援優先窓口の設置事業	行政手続き時に妊婦・就学前の児童を連れて来庁した保護者に対し、優先窓口を案内し、手続き時間の短縮などを図ります。
「赤ちゃんの駅」登録事業	授乳の場やおむつ交換の場を提供する施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、市ホームページなどで周知します。

施策 13

こどもの安全を守る取組の推進
(犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備)

現状と課題

- ◆ こどもの交通安全の確保、犯罪の被害からの保護など、安心して生活できる子育て環境が求められています。また、ネット上のいじめや依存症等からこどもを守る取組が必要です。
- ◆ 防災に関する学習機会を増やし、いざという時の避難行動計画や十分な備えが求められています。命を守るための迅速な避難行動ができるよう地域や学校での防災教育が必要です。

施策の方向性と具体的取組

①地域での見守り活動

- 見守りパトロールや警察スクールサポーターなど関係機関との連携を密にし、青色防犯パトロール活動を実施し、地域の防犯意識の醸成及び犯罪の抑止効果に努めます。
- 学校や地域・警察との連携に努め、こどもたちが健やかに育つ環境を保つことができるよう適切な補導・見守り活動を実施します。
- 青少年の健全育成に関する研修会を実施することで、こどもを加害者にさせない、また被害にあわないための地域のネットワークづくりの推進や防犯意識の向上に努めます。

②こどもを取り巻く有害環境対策の推進

- 情報モラル教育を充実させ、スマートフォンなどの利用に関する適切なルールづくりやフィルタリング機能の活用について児童生徒の主体的な取組の促進や家庭・地域等への啓発を行うなど、ネット上のいじめや依存症などからこどもを守る取組を強化します。

③交通安全意識の高揚

- 交通安全教室の開催を希望する小・中学校・園については、講師として交通指導員を派遣し、交通安全教室を開催することで、こどもたちの交通安全意識の高揚を図ります。
- 青少年育成センターを拠点として、地域の青少年育成団体や学校等が連携して青少年の健全育成に努めます。

④防災教育等の充実

- こどもたちや地域住民の防災意識向上のため、防災学習や研修会を開催します。
- 平成30年7月豪雨災害による経験を活かし、高梁こども園を乳幼児及びその保護者が安心して避難できる施設とします。
- 乳幼児用防災備蓄品を整備し、災害時には必要とされている方へ配布します。

【主な事業】

事業名	事業概要
青色防犯パトロールの実施	青少年育成センターと警察スクールサポーターとの連携により青色防犯パトロール活動を定期的に実施します。
青少年育成センター事業	青少年の健全育成を目的として、学校、地域等と連絡を密にし、補導・見守り活動を実施します。
交通安全教室	各地域の小・中学校・園において、年1～2回程度交通安全教室を開催します。
補導員研修会の実施	補導員を対象とした補導員研修会、市内高等学校及びその保護者を対象とした広域特別補導研修会、新見市と連携した研修会を実施します。
情報モラル教育の実施	学校においてスマートフォンやネットを利用する上で子どもたちが自分で情報を適正に判断し、活用する力を身につけることを目的としたアプリを導入し、学校や家庭で活用します。
防災学習の実施	小・中・高等学校及び各種団体に対して防災学習や防災講話等を実施します。 (マイ・タイムライン作成講習、AR・VR 災害疑似体験、避難所体験など)



2 評価指標・数値目標一覧

目標1 未来を担う子どもたちを切れ目なく支援

指標	実績（直近）	目標値 令和11年度
「すべての子どもは同じように1人の人間であり人権を持っている」に「とてもそう思う」保護者の割合	82.7% (R5)	100%
虐待等についての啓発事業回数 ※民生委員会出席・学校訪問・広報活動	49回 (R5)	60回
ヤングケアラーという言葉の認知度について 「聞いたことはない」中学2年生の割合	36.1% (R5)	20.0%
乳幼児健診受診率	4か月児:100%(R5)	100%
	1歳6か月児:97.8%(R5)	100%
	3歳6か月児:94.2%(R5)	100%
こどものかかりつけ医（医師・歯科医師など） を持つ親の割合	【医師】3.4か月:81.5% (R5)	90.0%
	3歳児:99.0%(R5)	100%
	【歯科医師】3歳児:58.0% (R5)	70.0%

目標2 子ども・若者の自立と社会参加のための環境づくり

指標	実績（直近）	目標値 令和11年度
「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合	75.8% (R5)	100%
「学校に行くのは楽しいと思う」児童生徒の割合	85.4% (R5)	100%
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」児童生徒の割合	97.6% (R5)	100%
学童保育支援員資格保有率	71.0% (R5)	75.0%
出生数	80人 (R5)	現状維持
幸福度について「今、幸せか」に「そう思う」 「どちらかといえばそう思う」若者の割合	86.6% (R5)	90.0%
婚姻件数	68組 (R4)	現状維持
市公式LINE登録者数と子育て支援に係る投稿数	登録者数:1,942人 (R5) 投稿数:4件 (R5)	登録者数: 3,450人 投稿数:52件

目標3 安心して子育てができる地域社会づくり

指標	実績（直近）	目標値 令和11年度
子育てが楽しいと感じている（「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときのほうが多い」）人の割合	61.3%（R5）	80.0%
子育て支援センター利用率 ※0～2歳児の登録者割合	31.0%（R5）	50.0%
ファミリー・サポート・センターの提供会員・両方会員（依頼・提供会員を兼ねる方）数	32人（R5）	42人
児童扶養手当受給資格者で養育費を受給している割合	27.6%（R5）	35.0%
「結婚したら夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について「そう思わない」人の割合	84.2%（R5）	100%
男性の育児休業取得率	11.5%（R5）	50.0%

目標4 地域の見守りで支える子どもたちの未来

指標	実績（直近）	目標値 令和11年度
各学校におけるこどもに関わる平均ボランティア数（地域学校協働活動）	9.3人（R5）	10人
人々のつながりは、子育てする自分には温かく、心地よいと思う割合	82.8%（R5）	95.0%
赤ちゃんの駅登録数	4か所（R5）	8か所
防災教室開催数	10回／20校（R5）	11回／11校

3 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」などをニーズ調査結果や幼稚園・保育園・認定こども園などの施設の実態から総合的に勘案し、「保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。

◇ 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。

- 視点① 保護者やこどもが利用しやすい範囲であるか
 - 各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者やこどもが利用しやすい範囲を設定することが重要です。
- 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
 - 人口推計やこども・子育て支援ニーズ調査などから適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることが重要です。

◇ 本市では「市全域」を教育・保育提供区域とします。

◇ ただし、放課後児童健全育成事業（学童保育）については、基本は「小学校区」とします。

【地域子ども・子育て支援事業別区域設定案】

事業区分	区域設定案	考え方
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、「市全域」とする。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、「市全域」とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、「市全域」とする。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	市全域	事業特性を踏まえ、「市全域」とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、「市全域」とする。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	市全域	事業特性を踏まえ、「市全域」とする。
一時預かり事業 (幼稚園型)	市全域	通常利用する教育・保育施設などでの利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
一時預かり事業(一般型)	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、「市全域」とする。
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設などでの利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、「市全域」とする。
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	市全域	事業特性を踏まえ、「市全域」とする。
子育て世帯訪問支援事業	市全域	事業特性を踏まえ、「市全域」とする。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	市全域	通常利用する教育・保育施設などでの利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
妊婦等包括相談支援事業	市全域	事業特性を踏まえ、「市全域」とする。
産後ケア事業	市全域	事業特性を踏まえ、「市全域」とする。

4 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

こども・子育て支援ニーズ調査及び実績などを基に、高梁市に居住するこどもの「幼稚園」「保育園」「認定こども園」「認可外保育施設」などの「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

①年齢の設定

年齢の設定は、以下のよう設定します。

認定区分	対象者	対象施設
1号	学校教育のみ利用 3～5歳	幼稚園、認定こども園
2号	保育の必要性あり 3～5歳	保育園、認定こども園
3号	保育の必要性あり 0～2歳	保育園、認定こども園、地域型保育

②教育・保育事業の実績値及び量の見込み（総括表）

子ども・子育て支援法に基づく令和2年度から令和6年度までの実績及び今後5年間の量の見込みの計画です。

【第3期計画】

	認定区分	実績					実績見込み	量の見込み				
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度		令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
①幼稚園及び認定こども園 (3歳以上教育希望)	1号	145	129	128	93	74	62	51	42	36	33	
②保育園及び認定こども園 (3歳以上保育希望)	2号	349	333	331	281	275	270	265	222	190	173	
③保育園及び認定こども園 +地域型保育 (0～2歳児)	3号	214	221	214	230	207	209	187	199	193	185	
保育園及び認定こども園 (1～2歳児)	3号	161	158	153	181	167	151	129	141	135	127	
地域型保育 (1～2歳児)	3号	8	8	7	2	3	5	5	5	5	5	
保育園及び認定こども園 (0歳児)	3号	44	53	53	45	34	50	50	50	50	50	
地域型保育 (0歳児)	3号	1	2	1	2	3	3	3	3	3	3	
④施設利用者合計 (①+②+③)		708	683	673	604	556	541	503	463	419	391	

③教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の体制を整えます。

(単位：人)

		令和7（2025）年度				令和8（2026）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	幼稚園及び認定こども園	62				51			
	保育園及び認定こども園		270	50	151		265	50	129
②確保方策	特定教育・保育施設	100	372	50	208	100	372	50	208
	地域型保育施設			5	10			5	10
	計	100	372	55	218	100	372	55	218
過不足（②－①）		38	102	5	67	49	107	5	89

		令和9（2027）年度				令和10（2028）年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	幼稚園及び認定こども園	42				36			
	保育園及び認定こども園		222	50	141		190	50	135
②確保方策	特定教育・保育施設	100	347	50	198	100	347	50	198
	地域型保育施設			5	10			5	10
	計	100	347	55	208	100	347	55	208
過不足（②－①）		58	125	5	67	64	157	5	73

		令和11（2029）年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	幼稚園及び認定こども園	33			
	保育園及び認定こども園		173	50	127
②確保方策	特定教育・保育施設	100	347	50	198
	地域型保育施設			5	10
	計	100	347	55	208
過不足（②－①）		67	174	5	81

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、学校教育と児童福祉の両面から、こども一人一人のきめ細かな発達を支援します。

令和6年4月に市内4園目となる「おちあいこども園」が開園しました。また、幼保一体化推進スケジュールに基づき令和7年度には「高粱こども園」が開園する予定です。

今後、施設の状態（老朽化・耐震性）や地域性に配慮しながら、こどもたちが円滑に就園できるよう、就学前教育・保育施設の適正配置を進めます。

(3) 教育・保育の質の向上

教育・保育の一体的提供の推進とともに全てのこどもに等しく質の高い就学前教育・保育を提供するため、高粱市就学前教育保育課程を公立・私立を問わず全ての園で実施します。

また、一体的な就学前教育推進体制を進めることを目的に引続き就学前教育アドバイザーを配置し、教育・保育の指導・支援の充実を図ります。

小学校教育との接続では、こども一人一人の最善の利益が保障されることを目指し、在園する園と就学する学校との連携を図るとともに、支援が必要なこどもについても、スクラム会議による移行会議などを引続き実施し、どの園に通園しても、通園している園と就学する学校との円滑な接続を図ります。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援などを行うとともに、こども・子育て支援ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みに基づき、計画的に保育園、認定こども園、地域型保育事業等において受入れ体制を整えます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付方法で実施します。

5 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の実績及び量の見込み（総括表）

子ども・子育て支援法に基づく令和2年度から令和6年度までの実績及び今後5年間の量の見込みの計画です。

【第3期計画】

事業名	単 位 ※3	実績				実績 見込み	量の見込み				
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度
1 利用者支援事業	箇所	1	1	2	2	2	4	4	4	4	4
2 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	人日	2,795	2,510	3,393	2,803	2,800	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
3 妊婦健康診査	人回	1,486	1,202	1,180	1,162	1,120	1,190	1,134	1,078	1,056	1,008
4 乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)	人	127	119	102	82	80	75	71	67	65	62
5 養育支援訪問事業	人	37	41	23	16	20	30	30	30	30	30
6 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (未就学児・就学時)	人日	197	138	47	30	70	100	100	100	100	100
7 一時預かり事業 (幼稚園型I1号)(3~5歳児)	人日	125	714	457	188	16	18	15	15	15	15
一時預かり事業 (幼稚園型I2号)(3~5歳児)	人日	4,540	3,217	3,385	2,130	1,794	1,021	1,011	1,000	995	990
8 一時預かり事業 (一般型)(0~5歳児)	人日	211	117	137	120	130	140	140	140	140	140
9 園長保育事業 (0~5歳児)	人日	511	321	412	579	500	500	500	400	400	400
10 病児・病後児保育事業※1 (1歳児~小学6年生)	人日	2	0	1	0	2	10	10	10	10	10
11 放課後児童健全育成事業 (低学年)※2	人	249	238	202	195	205	190	180	170	160	150
(高学年)※2	人	74	66	82	80	91	100	90	90	80	80
12 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	人日	-	-	-	-	-	42	42	42	42	42
13 子育て世帯訪問支援事業	人回	-	-	-	-	-	0	10	20	20	20
14 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	※3 人分	-	-	-	-	-	7	7	7	7	7
15 妊婦等包括相談支援事業	人回	-	-	-	-	-	255	216	231	225	216
16 産後ケア事業	人回	-	-	-	-	-	20	20	20	20	20

※1 病後児保育のみ

※2 通年のみ、長期休業中は含まず(5月1日基準)

※3 「人分」: 利用時間の合計÷定員一人当たり受入可能時間 176 時間(8時間×22日)

※4 単位が「人日」「人回」は延べ人数を表す

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

こども・子育て支援ニーズ調査及び実績などを基に、高梁市に居住するこどもの「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

なお、対象年齢は4月1日現在の年齢です。

①利用者支援事業

事業概要	
こども及びその保護者などが教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	
提供体制の確保方策の考え方	
市全域を対象として、こども家庭センターを1箇所設置しています。また、子育て家庭や妊産婦等が、子育て支援センター等の身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を受けられるよう相談機関を整備します。	

需要量と確保の方策【第3期計画】

基本型		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
基本型	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1
地域子育て 相談機関	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1
特定型	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1
こども家庭セ ンター型	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要
地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを行います。
対象年齢
0～5歳児
提供体制の確保方策の考え方
本事業については、少子化や就労形態の多様化に対応し、いつでも気軽に相談ができる体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期におけるこどもの心身の健やかな発達を促進するため、関係課との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。

需要量と確保の方策【第3期計画】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
確保方策	人日	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

③妊婦健康診査

事業概要
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。
提供体制の確保方策の考え方
妊婦健康診査については、今後も母子保健の観点からもっとも重要な事業であり、ニーズに対する継続した取組に努めます。

需要量と確保の方策【第3期計画】

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み		人	85	81	77	75	72
	健診回数	人回	1,190	1,134	1,078	1,056	1,008
確保方策	健診回数	人回	1,260	1,260	1,120	1,120	1,120
	実施場所	医療機関及び助産所					
	検査項目	問診、診察、保健指導、尿化学検査、超音波検査、血液検査、子宮頸がん検診、クラミジア検査、GBS検査					
	実施時期 (健診回数)	妊娠期（妊婦1人につき、出産までに14回）					

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業概要	
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を担当保健師が訪問し、子育ての様々な相談に応じ、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行います。	
提供体制の確保方策の考え方	
本事業は、乳児家庭にとって重要な事業であることから、今後とも子育てに関する情報提供や養育環境などの把握に継続的に取り組みます。また、「育児の孤立化」や「虐待」を防ぐために必要に応じた継続支援を行います。	

需要量と確保の方策【第3期計画】

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み		人	75	71	67	65	62
確保方策		人	80	80	80	80	80
確保方策	実施機関	高梁市					
	実施体制	保健師・助産師					

⑤養育支援訪問事業

事業概要	
養育支援が必要な家庭に対して、担当保健師が訪問し、養育に関する指導・助言などを行い、必要な機関への取次ぎや支援を行います。	
対象	
乳児家庭全戸訪問で、養育支援の必要が認められる家庭	
提供体制の確保方策の考え方	
本事業は、養育支援の必要な保護者にとっては重要な事業であり、今後とも、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組むとともに、「高梁市子どもを守る地域ネットワーク」の機能強化を図るための取組に対する支援を行う「その他要支援児童、要保護児童などの支援に資する事業」の充実もあわせて行います。	

需要量と確保の方策【第3期計画】

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み		人	30	30	30	30	30
確保方策		人	30	30	30	30	30

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	
子育ての援助を依頼したい方と援助を提供したい方を会員として、相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	
対象年齢	
6か月～小学6年生	
提供体制の確保方策の考え方	
子育てアンケートでは、依頼会員の利用ニーズは一定数あるものの、地域に提供会員がいないといったケースがあることから、今後本事業について、継続的なPRを行うなど、会員の掘り起こしに努めます。	

需要量と確保の方策【第3期計画】

【就学前児童】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	30	30	30	30	30
確保方策	人日	45	45	45	45	45

【小学生】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	70	70	70	70	70
確保方策	人日	105	105	105	105	105

⑦一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ1号・2号）

事業概要	
通常の利用時間以外に幼稚園や認定こども園で在園児の預かり保育を行います。	
対象年齢	
3～5歳児	
提供体制の確保方策の考え方	
本事業については、在園児を対象とした預かり保育を実施しています。年々、幼稚園ニーズは減少しているものの、家庭において保育を受けることが一時的に困難なケースも出てくることから、需要に対応できるよう引き続き事業実施に努めます。	

需要量と確保の方策【第3期計画】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	1,039	1,026	1,015	1,010	1,005
確保方策	人日	1,039	1,026	1,015	1,010	1,005

⑧一時預かり事業（一般型）

事業概要
主として保育園等に在籍していない乳幼児について、日常生活で突発的な事情等により家庭での保育が困難になった場合、一時的に預かります。
対象年齢
0～5歳児
提供体制の確保方策の考え方
本事業については、保護者が日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、家庭での保育が困難となった場合、昼間、お子さんを保育施設等で一時的に預かります。令和元年度から民間事業者により事業を実施しており、今後も継続します。

需要量と確保の方策【第3期計画】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	140	140	140	140	140
確保方策	人日	140	140	140	140	140

※現在、一時保育事業「いろいろ」で事業実施している。

⑨延長保育事業

事業概要
保育認定を受けたこどもの通常の利用日及び利用時間以外に保育園や認定子ども園で保育を行います。
対象年齢
0～5歳児
提供体制の確保方策の考え方
本事業は、保護者の就業形態の多様化に伴い、保育ニーズも多様化されていることから、市内の全保育園・子ども園で実施しており、今後も継続して事業を実施します。

需要量と確保の方策【第3期計画】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	500	500	400	400	400
確保方策	人日	500	500	400	400	400

⑩病児・病後児保育事業

事業概要	
病気が回復期にあり通常の集団保育を受けることが困難な児童を、一時的に専用スペース等で専門スタッフ（看護師や保育士）が保育を行う病後児保育を実施します。	
対象年齢	
1歳児～小学6年生	
提供体制の確保方策の考え方	
<p>病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、必要な保護者もいる一方、病気のこどもを保護者が看ることのできる子育て環境も必要です。</p> <p>「たかはしし病後児保育室」を開所していますが、利用は低調な状況です。周知広報を図りつつ、働く保護者のセーフティーネットとして実施します。</p>	

需要量と確保の方策【第3期計画】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	10	10	10	10	10
確保方策	人日	10	10	10	10	10

⑪放課後児童健全育成事業（学童保育）

事業概要	
保護者の就労や疾病などの理由で、放課後に家庭で保育することができない小学生の保育を行います。	
対象年齢	
小学1年～6年生	
提供体制の確保方策の考え方	
<p>放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、放課後や週末等におけるこどもの安全かつ安心な居場所づくりを引き続き推進します。</p> <p>公設公営の高梁市学童保育については、支援員の人材確保や保育の質の向上を図り、安定的な学童保育の運営を目的として、令和7年1月から学童保育の運営業務の一部を民間事業者へ委託しています。民間委託の導入によって、運営の安定化と充実したサービスの提供が期待できます。</p> <p>また、各学童保育への巡回支援を行うための巡回アドバイザーを配置し、各学童保育が抱えている課題への対応やこどもの主体的な活動を促すための助言・指導等を行います。</p>	

需要量と確保の方策【第3期計画】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人	290	270	260	240	230
	低学年	190	180	170	160	150
	高学年	100	90	90	80	80
確保方策	人	470	430	370	370	370
	低学年	313	287	247	247	247
	高学年	157	143	123	123	123

⑫子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要
保護者の疾病等によりこどもの養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等で一定期間、児童の養育や保護を行う事業です。
対象者
こどもの保護者の事情（疾病、出産、育児疲れ、看護、冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など）により、家庭での養育が一時的に困難となった18歳未満の児童
提供体制の確保方策の考え方
県内の児童養護施設に委託し、ショートステイを実施します。

需要量と確保の方策【第3期計画】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人日	42	42	42	42	42
確保方策	人日	42	42	42	42	42

⑬子育て世帯訪問支援事業

事業概要
家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事支援により養育環境を整える事業です。
対象者
家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭で、市が事業利用者について必要と認める世帯
提供体制の確保方策の考え方
ヘルパー及び子育て経験者による乳幼児の保育、家事支援を行い、全ての要支援者への支援体制を確保します。

需要量と確保の方策【第3期計画】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人回	0	10	20	20	20
確保方策	人回	0	10	20	20	20

⑭乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要	
未就園児を定期的に預かることで、家族以外の人との関わりの機会を通じ、こどもたちの成長を促すだけでなく、保護者に対する継続的な支援を行う事業です。	
対象者	
0歳6か月～満3歳未満の未就園児	
提供体制の確保方策の考え方	
保育園・認定こども園で実施し、保育利用児童と一緒に保育を行います。	

需要量と確保の方策【第3期計画】

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
0歳児	量の見込み	人分	4	4	4	4	4
	確保方策	人分	4	4	4	4	4
1歳児	量の見込み	人分	2	2	2	2	2
	確保方策	人分	2	2	2	2	2
2歳児	量の見込み	人分	1	1	1	1	1
	確保方策	人分	1	1	1	1	1

※人分：利用時間の合計÷定員一人当たり受入可能時間 176 時間（8時間×22日）

⑮妊婦等包括相談支援事業

事業概要	
妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。 あわせて、妊娠届出後に給付金を給付し、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後にも妊娠しているこどもの人数に応じて給付金を給付することで、経済的支援も行います。	
対象者	
妊産婦	
提供体制の確保方策の考え方	
妊産婦に寄り添い出産への不安解消や情報提供、経済的支援を行うため、妊娠届出後と妊娠8か月後、出産後に確実に面談し、継続的な伴走型相談支援と給付金の給付を行います。	

需要量と確保の方策【第3期計画】

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	妊娠届出数	人	85	81	77	75	72
	1組当たり面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	回	255	243	231	225	216
確保方策	面談実施合計回数	回	270	270	240	240	240
	実施機関	高梁市					
	実施体制	保健師・助産師					

⑩産後ケア事業

事業概要
<p>退院直後の母子に対して心身ケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。</p> <p>医療機関や助産所等で、出産後の母子に対し宿泊型や日帰り型のケア、母乳育児相談を行い、産婦の母体管理や生活面の指導、授乳の方法や乳房のケア等母乳育児指導、乳児の保清等の育児技術の指導、乳児の発育や子育ての指導等を行い、出産後の育児不安等を軽減し、母子の健康保持等の支援を行います。</p>
対象者
<p>家族等から家事及び育児に十分な援助が受けられない者や、育児に対する不安が強く保健指導を必要とする産婦、産後に心身の不調があり産後の経過に応じた休養や栄養の管理等日常生活面において保健指導を必要とする者等の産後ケアを必要とする妊産婦。</p>
提供体制の確保方策の考え方
<p>産後ケアが利用できる医療機関や助産所等を確保するとともに、その数を増やすことで利用の選択肢を広げ、産婦が利用しやすい体制を確保します。</p>

需要量と確保の方策【第3期計画】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	人回	20	20	20	20	20
確保方策	人回	20	20	20	20	20



資料編

1 高梁市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 1 日

条例第 39 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、高梁市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 教育・保育分野の関係者
- (3) 子育て当事者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第 5 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 前各号の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(報酬等)

第8条 委員に対して支給する報酬等の額は、高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年高梁市条例第35号)による。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日条例第31号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日条例第13号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 高梁市子ども・子育て会議委員名簿

No	種別	団体（所属）	氏名	備考
1	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	一般社団法人 高梁医師会	生田 夏実	会長
2		学校法人順正学園 吉備国際大学	栗田 喜勝	
3		国立大学法人 岡山大学	床尾 あかね	
4		高梁市民生委員児童委員協議会 （主任児童委員）	森宗 優子	
5	教育・保育分野の関係者	高梁市立小学校長会	菅野 秀昭	
6		高梁市立園長会	堀江 典子	
7		高梁市保育協議会	安原 弘之	副会長
8		高梁市自立支援協議会児童部会	川上 路代	
9	子育て当事者	就学前 保護者	桑原 寛子	
10		幼稚園・保育園・こども園 保護者	池田 明和	
11		小学校 保護者	西口 伸予	
12	その他	高梁市学童保育	芳賀 妙子	
13		高梁市パパ・ママ・子育て応援企業	三上 泰史	
14	一般公募	-	石井 智恵	
15		-	土井 克代	

3 高梁市子ども計画検討委員会

高梁市子ども計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高梁市子ども計画（以下「計画」という。）の策定及び進行管理について、必要事項を検討するため、高梁市子ども計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、目的達成のため、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定又は変更に係る重要事項の調査及び審議に関すること。
- (2) 計画の策定又は変更に関し、関係部署間の調整に関すること。
- (3) 計画の進行管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康福祉部長を、副委員長は健康づくり課長を、委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、議事に応じ、委員を特定して会議を招集することができる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(専門部会)

第5条 第2条に規定する所掌事務を円滑に行うため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の委員は、別表第2に掲げる者をもって充て、必要により関係機関の職員の参画を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、こども未来課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

秘書企画課長、産業振興課長、協働定住課長、福祉課長、こども教育課長、社会教育課長
--

別表第2（第5条関係）

秘書企画課、産業振興課、協働定住課、健康づくり課、福祉課、こども教育課、社会教育課の各職域から2名以内

4 子育て支援相談窓口

No	相談窓口等	お問い合わせ先・相談先	備考
1	高梁市 子ども家庭センター	育児相談 健康づくり課おやこの保健係 TEL：21-0228	保健師・栄養士による育児に関する相談を定期的に子育て支援センターで行っています。また、電話・面接相談は随時行っています。
2		児童虐待相談 子ども未来課子ども相談係 TEL：21-0288	児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した方、子育てが大変でイライラしてついこどもに手がでてしまうという方など、幅広く相談に応じています。また必要があれば、より専門的な機関等に紹介します。
3		家庭児童相談 子ども未来課子ども相談係 TEL：21-0288	市の家庭児童相談員が、18歳未満のこどもの発達や養育、家庭環境など、こどもに関する相談に応じています。また必要があれば、より専門的な機関等に紹介します。
4	高梁市 子ども未来課	ひとり親家庭 (母子・父子等) 相談 子ども未来課子ども相談係 TEL：21-0288	市の母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者からの子育てや家庭の問題、就業、経済的な問題など、様々な相談に応じています。必要に応じて、より専門的な機関等に紹介します。
5	高梁市 教育委員会	教育相談 子ども教育課 「相談電話」 TEL：22-7867	学校生活、家庭生活又は社会生活において悩みを持つ小学生、中学生やその保護者の相談に応じています。
6		就園・就学相談 子ども教育課就学前係 TEL：21-1518 指導係（小・中学校） TEL：21-1509	発育・発達の遅れや障害などにより、幼稚園・保育園・子ども園入園、小学校、中学校への就学についての悩みを持つ保護者の相談に応じています。
7		教育支援 ネットワーク室 (高梁市適応指導教室) 子ども教育課指導係 TEL：21-1509 教育支援ネットワーク室 (やすらぎ教室内) TEL：22-7007	保護者の相談窓口として、子育てに関する心配事・悩みを気軽に相談できる場です。不登校（傾向）の児童・生徒を対象とした体験活動を行っています。
8	高梁市 青少年育成センター	青少年に関する相談 社会教育課生涯学習係 TEL：21-1514	青少年の健全育成を図るため、いじめ・不登校・家庭内暴力・子育て等について関係機関と密に連携して、青少年や家族等の相談活動を行っています。
9	岡山県	親子のための相談 LINE  子ども・福祉部子ども家庭課 TEL：086-226-7911	子育てに対する不安や悩みなどの様々な相談に、福祉や心理などの専門スタッフが対応します。
10		子どもの心とからだの総合相談 備北保健所 TEL：21-2835	こどもの発達上の様々な不安について相談に応じている岡山県備北保健所の定例相談です。
11	倉敷 高梁分室 倉敷児童相談所	養護相談 心身障害相談 育成相談 非行相談 倉敷児童相談所高梁分室 TEL：21-2833 ※相談日以外の相談先 倉敷児童相談所 TEL：086-421-0991	養育問題や児童の非行、心身障害など、児童福祉に関することについての相談に応じている岡山県の機関になります。必要に応じて専門的な調査や判定を行い、指導や児童福祉施設への入所措置を行っています。

高梁市の市外局番は「0866」です

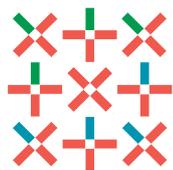
No	相談窓口		お問い合わせ先・相談先	備考
12	総合相談センター たかはし障害者	障害に関する相談	たかはし障害者総合相談センター (レイユール) (たかはし発達障害者支援センター) TEL：22-9800	障害児（者）やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、専門の相談員が日常生活の様々な心配事に対して、地域の福祉サービスの情報提供や手続き等を支援するなど、関係機関と連携して一体的に相談支援を行います。 ※たかはし発達障害者支援センターは、発達障害児（者）が、社会で自立した生活を送れるように、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関と連携しながら、発達障害に関する専門的な相談支援を行います。
	福祉課 高梁市		福祉課障害福祉係 TEL：21-0284	障害に関わる申請等の相談に応じています。
13	総合相談センター 岡山県青少年	総合相談 教育相談 進路相談 少年相談	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口 TEL：086-224-7110 ・教育相談 TEL：086-221-7490 ・進路相談 TEL：086-224-1121 ・ヤングテレホン・いじめ110番 TEL：086-231-3741 	「総合相談窓口」、「教育相談」、「進路相談」、「ヤングテレホン・いじめ110番」の相談窓口が集まった総合相談センターです。 (面接相談については、電話でご確認ください。)
14	吉備国際大学	学校に関する相談 発達に関する相談 性格や行動に関する相談 対人関係に関する相談	吉備国際大学 心理相談室事務局 TEL：22-9033	学校（不登校、いじめ、友人関係、学業不振など）や発達（ことばや知恵の遅れ、育てにくさなど）のほか、対人関係、子育ての悩み、虐待、夜尿症、家庭内暴力など、乳幼児からお年寄りまで、様々なご相談を受けています。
15	地域の相談窓口	地域での相談	高梁市福祉課生活福祉係 TEL：21-0266	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員 … 地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談に応じます。 ・主任児童委員 … 民生委員・児童委員の中から児童福祉に関する活動を専門に活動しています。
			高梁市協働定住課市民協働係 TEL：21-0254	・人権擁護委員 … 人権に関する様々な相談に応じます。

高梁市の市外局番は「0866」です

高梁市こども計画

令和7（2025）年3月

発行 岡山県高梁市 健康福祉部 こども未来課
〒716-8501 岡山県高梁市松原通 2043 番地
電話 (0866) 21-2666
FAX (0866) 23-1433
E-mail kodomo@city.takahashi.lg.jp



わたしあうまち 高梁市

Bridging Together TAKAHASHI CITY